

平成29年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第5号）

平成29年9月22日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第26号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 2 議案第27号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 第 3 議案第28号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 第 4 議案第29号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1
号）について
- 第 5 議案第30号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて
- 第 6 議案第31号 平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて
- 第 7 議案第32号 平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 第 8 議案第33号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 9 陳情第 4号 上野・田代ため池事業に関する要望書について
- 第10 陳情第 5号 陳情書 上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策につい
て
- 第11 議員派遣
- 追加日程第1 発議第2号 田上忍町議会議員への議員辞職勧告に関する決議について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 清水 蕙 君 | 2番 森田 優二 君 |
| 3番 岩永 宏介 君 | 4番 中城 峯視 君 |
| 5番 福永 啓 君 | 6番 田上 忍 君 |

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君
9番 塚本 勝紀 君 10番 田中 隆敏 君
11番 沖 徹信 君 12番 井本 昭光 君
13番 岩田 重成 君 14番 田端 幸治 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 惠典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮崎 靖 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	野口 壮一 君
福 祉 課 長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	西橋 静香 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建 設 課 長	松岡 秀明 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会 計 管 理 者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

会議の前に、坂本企画財政課長から、平成29年度一般会計補正予算説明書の訂正の申し出があつておりますので、許します。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、私のほうで誤りがありましたので修正をお願いしたいと思います。

平成29年度補正予算説明書の歳入に当たります。9ページを見てもらつてよろしいでし

ようか。歳入の9ページの一番下になります。21款、町債です。その説明名称及び積算根拠の中の表示につきまして、今現在臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う増額補正となっております。すみません、ここを減額補正という形で修正をお願いしたいと思います。

大変御迷惑をおかけしました。よろしく申し上げます。

○議長（田端幸治君） それでは、これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第26号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（田端幸治君） 日程第1、議案第26号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（沖 徹信君） 町長にお伺いしますけれども、震災から約1年半経ちましたけれども、今度、約15億円の補正が出ていますけれども、御船町として、藤木町長はどういうふうに舵を切られるつもりですか。補正予算の中身というのが全然はつきりしないわけですが、その辺の説明を最初に求めます。

○町長（藤木正幸君） 沖議員の御質問にお答えします。

舵取りといたしましては、現在震災から1年半が経っております。震災対応ということで、最初の頃は町民の生命と財産を守るといふ、生活支援ということでまいっておりました。ある程度住宅等が整いまして、今災害の復旧という時期に入っております。今回、補正予算で出ておりますものも、ほとんどが災害復旧ということになります。計画の中でも、約4年間を復旧時期と位置付けております。その中において、元に戻すための、まだ半ばということでありまして、予算関係で言えば、やっとスタートラインに立って、やっと歩み始めたというのが土木災害そして農業災害の現状であります。この歩みをとめないためにも、今回の補正を利用して、次への一歩へと進めてまいりたいという思いで今はまいります。

今回の補正におきましては、一番に災害の復旧ということで、今感じているところです。

○11番（沖 徹信君） 仮設住宅です、復興というのは、復旧、そこ辺はまあ土木、農地、そこら辺だと思います。町民の一番生活に密着したのは、復興に入ると言うんですけれども、そういう中で、今、仮設住宅、復興住宅等々が整備されているわけですが、今後、復興住宅をどういうふうにして、どこに何戸というのは、まだ確定しているのは一丁目と

上野ですよ。そこら辺は間違いないでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 確定しているのは、今、一丁目、これは設計に入っております。それと上野、これは用地交渉に入っています。この2カ所は今連続的に進んでおります。また、小坂地区、高木地区、こちらは今用地を選定しているという状況であります。

○11番（沖 徹信君） そういう中で、上野、用地取得できましたか。

○町長（藤木正幸君） 行政報告でも今回お伝えしましたが、今地権者との交渉で最終段階に入っているという段階です。

○11番（沖 徹信君） まだ土地が決まってないのに、設計費が上がるということは、どういうことですか。よその土地に家を建てるということですか。

○町長（藤木正幸君） 今回、私どもは、URというところと提携を組んで復興住宅を進めております。こういった災害の状況において、職員が考えながらやっていかなければいけないという業務を、町職員とURがともに手を組んで進めていくという復興住宅を進めています。その中において、土地の交渉に当たるのもURが入っていただいております。そういう関係でして、その設計の図面と土地の交渉、同時に進んでいると思っていただきたいと思えます。その中には、町職員そしてURも入っていると御了承いただきたいと思えます。

○11番（沖 徹信君） それは、早くやりたいという気持ちはわかりますよ。土地がないのに設計というのは、ちょっとおかしいと、順番が違うんじゃないんですか。まずは、土地取得をして、それから設計に入るのが、私は一般的な建物を造る場合の道だと思えますけれども。

○副町長（本田安洋君） 土地の交渉に当たっては、私も何遍か建設課の人と行きました。そういう中で、大体地主としては、大体内外的には話はついているわけです。今、契約する前には鑑定評価とか、あるいは測量をしなければなりません。そういうことで、今そういう手続きをやっておる。そして、それが下りればすぐ契約に持っていきたいということで、なるだけ並行してやりたいと思って設計委託は上げているわけでございます。

○11番（沖 徹信君） 土地の交渉が前向きに進んでいるということは知っています。どのように前向きに進んでいても100%ということはないと思えます。1つの名義か何人かの名義か知りませんが、そういう何で、もしもとんざというか、なかった場合には4,000万円ですよ、設計費。その金はどうするんですか。無駄でしょう。何事も、順番ずつにや

って、初めてそれは建設することであって、どんなに急ぐからといって、この分は飛び越していい、この分はもうよかよかという。そういうような執行部の考えではいかんじゃないでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 言われることはよく承知しております。ただ、今回の災害復旧において、この災害公営住宅、これを建てる上で、一番になるのが、やはりURと組んでいるということで、土地ともに中に入ってきていただいているということになります。今言われるように、確かに最終段階というところでのこういう提案にはなりますけれども、しかしながら、いち早く造るためには、この方法で、URが入ってきていらっしゃるということで、最終段階としてこういった形で今回出させていただいているということです。

○11番（沖 徹信君） URが入ろうと何しようと、それは関係ない。土地を取得するためには御船町単独でもURが入っていても、土地を取得して初めて工事ができることであって、それはとんでもないことですよ。

それから、仮設住宅の木造の分160戸、これはどうされますか。

○町長（藤木正幸君） 木造住宅、それは国としたら、今後利用可能ということで進めております。しかしながら、今後この160戸をどうするかというのは、まだ検討中であります。検討中の主な原因といたしましては、今後公営住宅、それと災害公営住宅を造ることによって制度が変わってきます。今現在も、資金面、補助関係で制度も変わってきています。それと基金の問題、熊本県がやっと市町村へ今度配分すると決めていただきました。その基金の使い方というのが、まだ確定しておりません。この基金の問題、それと制度の問題、それを加味しながら、160戸をどういったふうにすれば、御船町に一番うまく使えるかということ、最終段階として御返答したいと思っています。

○11番（沖 徹信君） 仮設の木造をどうするかということを決めないと、復興住宅の件数というのが決まらないんじゃないんですか。

○町長（藤木正幸君） 言われるとおりであります。今は、調査的には、まずアンケート調査、そして電話での調査、そしてお伺い調査と、今しております。その中において、大体何件の方々がこの復興住宅に入られるかという今調査のところ、しかしながら、これは何回もしていかないとどんどん変わってくるということ、東北も事例として聞いております。今後もこの調査をしながら、それに合わせて、復興住宅を最終的に何戸建てるのか。その中において、木造住宅をどれくらい利用できるかが、最終的に復興住宅を何件という

形になっていくと思います。これは、まだまだ調査をしながら、そして、木造のあり方、そして地域の事情、こういったものを加味しながら、今後私としては最終段階まで持っていきたいと思っています。

○11番（沖 徹信君） 復興住宅というのは、今の仮設の木造住宅を何戸残すかによって決まるわけでしょ。まだ、土地も取得しておらんのに、設計費を上げる前に、仮設の木造を何戸残して、その土地を買う、幾らの金が必要だということを計算されてますか。

○町長（藤木正幸君） 今言われたことに対して、今調査中であるし、先ほど言いましたように、制度というのが変わってきております。それと基金の問題もあります。そういったものにおいて、今後そういった話が出てくるということを思っています。

○11番（沖 徹信君） さっきから言うことです、順番が違いますよ。何でも、前さん進めばいいというもんじゃないですよ。ちゃんと足もとから固めて、このようにするには幾らの資金が要る。補助がどれだけ、起債をどれだけすると。そして、それを建てたときに、何人が入って、幾らの収入が上がるから必要だということ、ここら辺の計算せずにですたい、それはおかしいんじゃないんですか。

総務課長、そこら辺の計算はできていますか。

○総務課長（吉本敏治君） その意見については、建設課、企画財政課で今後詰めていくものと思っておりますが、今全体の額としてということについては、把握はしておりません。

○11番（沖 徹信君） 何事も、金がなくてはできないんですよ。どれだけの負債を抱えていくつもりなんですか。

○町長（藤木正幸君） 今沖議員が言われるとおりです。金がないと前には進めないということです。その金をどうするかというのを国と今打ち合わせをしている段階と御理解をいただきたいと思います。

もしここにお金があるとすれば、それはすぐ造れという形で進んでいきます。しかしながら、そういった制度、そういったものを利用しながら、今後どういったふうに復興住宅を建てていくかというところに入っていきます。

また、土地の問題に関しましては、補助等はありません。単費で行わなければいけません。単費で行うにしても、今うちの財政状況というのは、本当に僅々の状況であります。現ナマがあるわけではありません。そういったものを加味しながら今後進めていきたいと思えます。

○11番（沖 徹信君） そのようななかで、もうちょっと順番を考えてやってほしいと思います。御船は沈みますよ、そういうようなことばかりやっておったら。

それから、吉無田です。地域おこし協力隊が1年、今度は入る予算が組んであるわけですが、これはドーム型キャビン、あそこら辺を造って、総合的に吉無田を開発すると。または観光施設等の、誘致により地域を巻き込んでやりたいという気持ちだと思います。それが去年の今頃です、地方創生の委員会の中で商工観光課から提案されました。そういうような青写真はできているけれども、このくらいのことでは、地域おこししたっちゃ絶対赤字で、絶対やるべきじゃない。そういうことを地方創生の委員の中から結構出たと思っています。

そういう中で、「ええやります、できます」と言い切った商工観光課、今はどこまで進んでいますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

今現在、ドーム型キャビンの8棟、センターハウスの1棟ということで計画しておりましたけれども、今設計の段階まででき上がっておりません。先日の地方創生のそういった特別委員会でも指摘されておりますので、今度議会にも事業をまとめて、また財政のこともかんがみて、資料を作って皆様方に御説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○11番（沖 徹信君） 商工観光課長というのは、交代でされていますよね。その引き継ぎの中で、どういう形で引き受けられましたか、引き継ぎされましたか。

○商工観光課長（作田豊明君） 地方創生関係でも事業は去年からの繰越事業と聞いております。それでも進めていく段階でやっていたんですけれども、現在そういった計画がなされてないのは、事情です。

○11番（沖 徹信君） その時点でコンサルが入って、頑張ってくださいということでしたけど、コンサルはどこが入っていたんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 福岡の玉野コンサルタントに委託をしているところです。

○11番（沖 徹信君） そこでは、今までずっと助言というか、それを受けているわけですか。いね、玉野からは、今も。今も受けているわけですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 今は玉野におきましては、計画的に厳しいということで、今は断念をされているところです。

○11番（沖 徹信君） 計画が厳しいからコンサルを引くということ。意味がわからないじゃないね。1回受けたなら最後までやるのがコンサルの仕事じゃないのですか。どういういきさつで、そのコンサルをおりられたんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 計画の段階で、玉野コンサルにおきましては、予算の委託の契約をもうしない関係で、こちらのアドバイスということで入っておられる関係で、今はもう協力はしてもらってない状況になっております。

○11番（沖 徹信君） あのですね、最初のドームを造るときにはツーバイフォーで造るだったですよ。それで、ツーバイフォー建築というのは、これは特許だから、どこでもはでけんのですよと、これは委員会の中で出しましたよ。しかし、「いや、大丈夫です」と、何もなくて、それはできません。今度はドーム型の、ファームランド式のドームを建てると。そして、建設場所の造成設計、どこら辺まで今できているんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

計画が当時の場所につきましては、造成も必要だということで、造成費用もかかっておりますけれども、工期的に平成28年度の繰り越しで平成29年度いっぱいには仕上げないかんということで、ちょっと見直しをしています。この間の地方創生委員会にも指摘を受けておりますので、図面を作りまして皆さん方に説明しようと思っております。

○11番（沖 徹信君） もうあと7カ月ですよ、1億2,000万円の。今から設計に出して間に合いますか。間に合わなかった場合にはどうなりますか。

○商工観光課長（作田豊明君） できるだけ間に合うように、年度内に完成するように計画してまいります。それとまた、説明会をいたしますので、よろしくをお願いします。

○11番（沖 徹信君） 今私が聞いたのは、努力しますとか、そういうのではなくて、3月までにできなかつたらどうしますか。できて当たり前ですよ。できなかつたらどうしますかという質問ですから、そのことに対して答えてください。

○商工観光課長（作田豊明君） その判断も、国の補助金関係が出てきますので、ぜひ造っていく方向で、私たちが努力していきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） 今のは答えになっておりませんが、もう我慢します。絶対に3月までには完成するという気持ちでやってくださいよ。半年間は遊んでいるわけですよ、前の課長は。今度の課長は半年間また遊んだというごたる感じでしょうが。自分たちがやるということでしたら、最後まで徹底してやってくださいよ。

それから、木造の住宅、そこら辺で、もしも買い取るとなった場合には幾らかかりますか。その試算できてますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

木造の仮設住宅を買い取るとした場合の試算については、まだ今現在できておりません。

○11番（沖 徹信君） そしたら、町長も簡単に残しますとか何か言えんはずですよ。仮設でも何でも一緒じゃないですか。今の時点で2年ほど延期しますと。それは入っている人を甘やかすだけです。仮設は一応2年ということは、一番最初から決まっている、入ったときから。そういう中で、もうあと半年、あと3カ月となった時点で、それはもう、おたくたちも努力されましたと、努力されたことはわかりますから、延ばすように私たちも努力します、そうならいいですよ。一番最初から、2年は無理ですもんねと言えよなら、誰でも努力はせんですよ。七滝の仮設でも何でも一緒じゃないですか。もうこれは復興住宅のところに入ると言いよった。しかし1年半経てば、やっぱり自分の家を建てたいと、そうしたら復興住宅に入る人は何人しかおらんでしょう。そういう形でサポートをしてやる時にはやらにゃいかん。努力させるときにはさせる。そこら辺の飴と鞭は持つとかにゃいかんですよ、何でも。ただ、飴ばかりやりよったっちゃ、何にもならん。その点、どうですか。

○町長（藤木正幸君） そういったことを、今支え合いセンターというのができております。

支え合いセンターにおいて、今仮設にいらっしゃる方々の心のケア、それとともに、再建に向かわせるように回っていただいているというところであります。

今後、今一応仮に住むところがあるというのが仮設住宅であって、今度は永久的にこの御船町に住んでいただくための施設、そういったものにまた取り組んでいくところでありますので、心のケアをしながら、そういった方々が再建に向かわれるように頑張っていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） 中原住宅というのは、補正たんべんに出てきますよね。最終的に投資額というのは幾らになることかということ。

それともう1つ、町営住宅も結構解体の済んでいるところもあると思いますけれども、その跡地はどうされますか。その2つです。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

中原団地のさまざまな災害復旧事業が投入されて復旧を図るということで計画されて

おります。大体、事業ごとに申し上げますけれども、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、この事業が大体2億300万円ぐらいです。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業が5,600万円ということです。それから中原団地の建屋というか、住戸の災害復旧が4億4,500万円、それともう1つ、これは県営事業です。県が事業主体で行う事業になりますが、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業というのがあります。これが1億5,000万円です。こういった事業をすべて合計しますと、総事業費として8億5,400万円ほどの事業になります。

○町長（藤木正幸君） 質疑の、現町営住宅の跡地をどうするかという問題ですけれども、今災害公営住宅というのを建てようとしております。こういったことで、利用できる町営住宅の跡地は利用していきたいと思っております。そのほか、今後解体していきます。その中において、売却可能な土地に対しては売却をしていくということを考えております。その辺は、災害公営住宅に利用する土地、そして売却する土地。しかしながら、今住んでいらっしゃる方々がいらっしゃいますので、住んでいらっしゃる方々とお話をしながら、そういったところを続けていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） 全部で町営住宅というのは440戸、それに木造の仮設、今のところ仮設、それは160戸、それから復興住宅を100戸造る予定。そういう形で造って行って、最終的に御船町の町営住宅は何戸にされる予定ですか。

○町長（藤木正幸君） 今言われるように、足してみたら大体800軒くらいまで造っています。今の木造も含めてですね。しかしながら住家が、昨日言いましたように、大体町営住宅を入れて御船町において住家が6,000軒です。そのうちの800軒が公営住宅となると、やはり御船町にとって財政的にも厳しい状況にあると思っております。

しかしながら、国の住宅局と県の住宅課とも話し合いはしておりますけれども、災害公営住宅と言われるのと既存の町営住宅、この辺は別物として考えてくださいというのが向こうの考えであります。やはり、災害公営住宅は災害公営住宅で、被災に遭われた方々を救うために造るのですから、今の町営住宅のこととは違います。しかしながら、本町において、これを全く考えないで造るとするのは危ない橋となってきます。そのところで、今木造住宅というのでも160戸あります。これをどちらにでも利用できるように今考えていております。この160戸の木造住宅をどうしたふうにするかというのが、この町営住宅の数です。そして災害公営住宅の数です。800戸大体なら設計するのを、少しでも公営住宅として少なく、住民のために利用価値があるような、この橋渡しです。このために今努力していると

ころです。

○11番（沖 徹信君） 復興住宅は、最終的には町営住宅になると思います。そうなるわけでしょう。そこら辺で、今民間が結構アパートを造っています。民間に委託したほうが税金として上がるんじゃないんですか。

○町長（藤木正幸君） いいところだと思います。私もそういったふうに思います。今後御船町において、公営住宅そして災害公営住宅、この中において民間のアパートが建ってきます。やはりこれは民間の方々にもお願いをしながら、この民間住宅というのを利用するというのも、今後の方法になってくると思います。その中において、国といたしまして、この民間住宅、民間のアパートを1棟借り上げるという方法も今後出てくるということも聞いております。国の制度としても、そういったところもどんどん変わってくると思いますので、もしそういったことがあれば民間住宅を災害公営住宅としての一時的な借り受けとなれば、また減らすことができるのではないかと考えるかと思えます。これは今制度的には、今から進むところですので、そういったものが出てきましたら、またお伝えしていきたいと思えます。

○12番（井本昭光君） 予算説明書の101ページをお願いいたします。町営グラウンドの設計委託料です。710万円ですか、予算が上がっておりますけれども、この設計というか、どういう設計をされるか、質疑をいたします。

○社会教育課長（宮川一幸君） お答えいたします。

町民グラウンドにつきましては、現在、ごみ集積場になっております。そこが今年度の10月には閉鎖しまして、グラウンド面につきましては、環境衛生係でまず泥を30センチから40センチぐらい撤去しまして、グラウンド面については、そちらで泥の入れ替えがありますので、うちで計画しているのが、今の法面とナイター施設、倉庫、フェンスそれとあとベンチと側溝等を災害復旧で今回、その設計を今回上げております。

○12番（井本昭光君） それでは、この町民グラウンドは、災害時について、町長からだったと思えます。今後は、町民グラウンドとしての使用は不可能ですよということで、災害があったから不可能と、そしてもうここは危険地域として、町営グラウンドとしては不可能と私は認識をしておりました。それで、フェンスとかいろいろ設計して、7、8千万円程かかるかなとは思えます。いずれはまた、町営グラウンドとして復活をされますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今のところは、ナイター施設等の今町内のスポーツ施設とし

ては、旧七滝小学校のグラウンドと小坂小学校しかございません。今まで町のスポーツ振興という形での観点からしますと、屋外競技場というのが実際町民グラウンドしか、今ごみ集積場となっているグラウンドしかございませんので、どうにか復旧して社会体育施設として復旧・復興をしたいという形で今のところは考えています。

○12番（井本昭光君） それでは、今後ともここが利用可能となったわけですね。当分はここは復旧しても使えませんよという、安全面からそういう話を、町長から聞いたと思いません。

○町長（藤木正幸君） 震災直後は亀裂が入り、崩落しているところがあって、今後使えないだろうというところで進んできました。しかしながら、今回再開、がれき置場ということで、あそこのがれきを置きました。その中において、今後あそこを、がれきがありましたので、あれから土を削って、土の入れ替えというのを、災害復旧で環境衛生でできるということになりました。ということは、下を掘って土を入れ替えてしまうということが行われました。その中において、災害復旧が、ある程度地面の敷設といったものが直ってくるということになりました。

それと、バックネット等については、これも災害復旧という形で補助がありますので、それで、あそこを全体が使えるかというのは、まだ今から調査しなくてはわかりませんけれども、仮にあそこを町営グラウンドとして今後使っていこうと今考えているところです。

その1つの業務といたしましては、今度防災公園としてグラウンド整備というのを復興計画に入れております。しかしながら、この計画は立てておりますけれど、恐らくでき上がるまでは復旧期ですから、8年間の間にという形になりますので、5年以上の月日がかかってくるというのが今の思いであります。ということは、5年間丸々グラウンドがないのかとなったならば、今小学生、中学生、河原で野球とかサッカーとかしている現状であります。ナイター設備がありませんのでナイターができないから、日が暮れたら練習もできないという状況が子どもたちに発生しております。どうにかこの町営グラウンドを災害公園グラウンドを建てるまでの間、復旧させる方法として、今土の入れ替え、そして今後の環境整備として、周りのバックネット、危なくないようなところをして、今後の町民の憩いの場、スポーツの場として、その間利用させていただきたいと思っています。

○12番（井本昭光君） 町長が今度構想で、こっちの平坦地のほうにいろいろな施設を造るといふ話があったおりました。私には、今の町営グラウンドをきちんとカットして、低くし

てでも、そこを利用したらいいと、前々から質問をしておったわけでございます。

今度災害公営、平坦地区のほうに、あれは多額の費用がかかりはせんかなという、議会でも承認が得られればよございますけれども、大変な数十億円ぐらいの、数十億円で足るかなという施設だなと思っております。それよりも、町営グラウンドが使用可能ならば、そこをもう少しでも手を入れて、そこをずっと長く利用した方がいいんじゃないかなと私は思っております。

何事も、災害においても、どこの町村に行っても高台が避難場所、もうこれは原則みたいな日本全国、そういうふうに私は感じておりますので、町営グラウンドは立派な避難場所にも利用できるのではないかなと私としては思っております。今後、こちらのほうをしっかりと整備をして、有効活用できるように、一生懸命町当局も頑張りたいと思っております。その点では終わります。

先ほど、いろいろ長く沖議員が質疑をされました吉無田の件、ファームランドの件についても、あれは採算が取れなくても学校教育の一環としていいんじゃないかという考えもあるかと思っておりますけれども、町民の方々はあそこがもう赤字赤字というのは、緑の村はまた赤字だろうがという、大変なお叱りも受けます。6棟ですかね、7棟。

○商工観光課長（作田豊明君） 吉無田のキャンプ場ですが、今構想を変更して、阿蘇のファームランドをちょっとイメージしていただきますけれども、大体キャビン、ドームキャビンが8棟、センターハウスが1棟ということで今計画は判断しました。

○12番（井本昭光君） それなら、先ほど言いましたように、教育の一環としてでもありますけれども、採算面の計算は少しはなされたんですか。吉無田というところは寒いところでございますので、もう9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月ぐらいまで7カ月ぐらいは、ちょっと寒いという時期が来ますので、利用が大変落ち込みはせんかなという計算も、私はしておりますので、採算性も少しはせん、町民の方々からまた失敗したっじゃなかろうかという、大変な指摘も受けると思っておりますので、その点ではいかがですか。

○商工観光課長（作田豊明君） おっしゃるとおりで、御船緑の村におきましても1,300万円ほどの繰出金、繰入金を入れておりますので、ほとんど赤字になっております。このドームキャビンを建てるに当たりまして、一応試算はされておりました。土日はもちろん・・・、年間を通じて土日の宿泊を予定されまして、夏休み期間中あたりも試算して計算はしておりますので、詳細は、後で詳しいことを説明していきますけれども、大体採算性が合うよ

うな形で持っていければと思っております。

○12番（井本昭光君） 今課長が言われたように、採算性は十分だろうというお話も聞きました。大丈夫ですね。後でいろいろ指摘をされないように、しっかりと頑張ってください。

それから、まだまだ厳しい、沖議員が言われた関連でございますけれども、木造の仮設住宅ですね。これは、この前テレビでもあっておりましたけれども、仮設住宅は大変、この木造住宅というのは全国でも見直しをされて、永久ではないけれども、また長く使えるということで、熊本県御船町はこれを先取りしたという、大変立派に、町政が一生懸命頑張ったという、テレビ等でも発表されておりました。これも熊本県の御船町という名前もきちんとテレビに出て、それが利用しなさいというところも出ておりましたので、その点についての、仮設の木造住宅は、今後ともしっかりと利用できるような方向でお願いをしたいと思います。

○4番（中城峯英君） 今、井本議員も言われました。沖議員の質問にもありました。今、最重要課題は復興住宅の建設だと思しますので、再度お尋ねをいたします。

昨日の福永議員の一般質問にもありましたけれども、整理をしますと、復興住宅は今100戸建てる計画ですということです。それで、今2カ所で建設すると聞いております。七滝の上野地区では古閑迫で12戸です。それと一丁目にRCで第1期は20戸、第2期で15戸と。今、35戸と12戸ですから、47戸はほぼ確定しておりますということです。そうすると、あと53戸、これは意向調査で100戸ということを出した場合ですけれども、53戸建てにやいかんと、それを足したら。だから、あと用地取得を小坂と高木でやっておりますということです。その前提として、何度もありますように、木造の160戸をどのように使えるのか使えないのかとあったじゃないですか。用途の地域変更もあるし地権者との交渉もあるし、簡単にはいかんと思います。

まず、身近なところで、甘木の木造仮設が8戸あるんです。小坂が約20戸あるんです、2カ所で。この用地交渉というか、地権者の交渉は、どのようになっていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

甘木、高木と小坂の木造仮設の用地についての交渉は、まだその辺は交渉を具体的にやってはいません。

○4番（中城峯英君） ですから、沖議員が言われるように、仕事の進め方が、どうも理解できんとです。そのたびに、私は地元が甘木だから、2～3日前です。何か、地権者はもう

そのつもりで町に提供するつもりで建てさせておきますと。だって、みんなの家もできましたから、撤去してくれというわけにはいかんですからということなんです。折衝はあったかと言うたら、全然折衝もない、接触もまだない。小坂も一緒です。

何でその辺のところを、前に、この2カ所は蒲島知事まで視察に来られたんですよ。だから、県も当然残したいという意向なのです。だから、合わせて今住んでいる人が、20戸と10戸、8戸ですから38戸ですが、これを実際に復興住宅として使うならば、甘木でも8戸ありますけれども、これはつながんと、だからやく倉庫しかできんとです。だから30戸あったとしても、半分しか復興住宅には使えません。

だから、そういったことを先に決めないと、どこに用地ば見つけようと思うととですか。教えてください。小坂と高木で用地選定をしていますと言うけど、どこに見つけようんですか。

○町長（藤木正幸君） 今2つの質問があったと思うんですけども、1つが高木と小坂どこを今当たっているのですかということなんです。まだ具体的な場所というのは決まっておられません。ただ、いろんなところで今内部で、どうでしょうかという打診を今から行うと。大体ある程度その辺というのは決まっていますので、そういったところであります。

もう1つが、土地の交渉、今木造建築のところの交渉をするということなんです。ここが今から入っていくところです。1つは、復興予算が町にある程度おりてきたと。財源が御船町に買うからとか、借りる財源というのがやっと示されたという部分と、本町において技術職、技師、そして建築職というのがいみませんでした。そのあたりにおいて、9月1日から建築士が2名と土木技師の方が1名、建築士が1名と土木技師の方が入ってこられました。そういった方々がやっと入ってこられましたので、そういったところで、ともに話を進めていくという段階でありますので、今からここはスタートすると思っていただきたいと思います。

○4番（中城峯英君） 現在建っている、例えば私は高木と小坂に限って言いますと、この用地交渉が、いわゆる専門的な、土地の交渉するのに専門的な技術者が要るんですか。

○町長（藤木正幸君） 今、あれも木造が建っております。木造が建っている上で、あれをそのまま利用するということはできません。それは、土地の問題も解決しなければいけません。それと、今から部屋割りの問題も解決しなければいけません。それと、屋根関係とか防水関係とか、そういったものも今からそういったものがある程度決められてきました。

そういったものを加味して、今のものは使わずに、災害公営住宅として、今後使うのであれば、今から再考に入らなければいけません。そういったものを含めて使っていくという部分です。

ですから、今2年間で仮設住宅は終わりますということで、今、私たち市町村長は県に1年間の延長をお願いしますということで、県は国に1年間延期をお願いしますということで、ある程度のところはしてはくれますけれども、国からの発表はありません。ということは、3年後からでないと、出られてからでないとそういったものができませんので、今からそこに入っていくと御了承いただきたいと思います。

○4番（中城峯英君） それは、さっき言いましたように、今の木造を改造しないと復興住宅としては使えません。でも、その前にせなんことがあるんじゃないですか。そこを売らなくて言いなはるなら、そがんとをしたって何にも意味もないじゃないですか。そこを地権者の人は、甘木は売ってもいいという意向があります。小坂も20戸です、その地権者の人が、売らなくていうてどがんと対応するかと、それを専門技術者にですよ、それをしたって意味がないんですよ。まずは地権者の意向調査と、その地域の用途地域とか排水とか、諸問題がありますから、そういったものをクリアして、地権者の意向が私は一番と思います。それをした上で、それに当たるのならわかりますよ。技術者にどう、何棟できますかと。今は30棟近くありますが、半分しかできませんねと。そしたら15戸ですねと。そしたら、残りをどこに場所を設定しましょうと、小坂と高木はと。それから選定しないと、私が、だからそこが、仕事の進め方が違うんじゃないかと思います。

○町長（藤木正幸君） そういったところが今から入っていきますので、どうぞ議員のお世話なしにはできない地域もありますので、その辺はどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○4番（中城峯英君） そういったことを、やっぱり順番に進めていかんと、なかなか、用地取得で3億円ほど債務負担行為がありますよね。土地取得に3億円かかりますという話を行政報告でもらいましたが、この3億円の災害復興住宅があるでしょう。これは何にお使いになるのですか。3億円の債務負担行為か何かであったでしょう。資料の7ページにあります。災害公営住宅建設事業で補正後は3億1,000万円、公営住宅というのがありますが、これは何のために地方債を、補正をされますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、もう一度お尋ねしますけれども、歳入の何ページに。[「予算書」と呼ぶ者あり]

はい、お答えします。地方債の補正ということでよろしいでしょうか。予算書の7ページになります。災害公営住宅建設事業ということで、これは用地費です。災害公営住宅の当初の予算で2億9,200万円の用地費を起債で借りるということで用地を組んでおりました。その分で増額ということで、3億1,000万円ということで、用地費になります。

○4番（中城峯英君） ですから、やっぱり一つずつ、そういった課題をクリアして、ぜひとも早く復興住宅が少しずつ目に見える形で進んでいくように、ぜひお願いしたいと。これはこれからまだまだかかりますので、その都度進捗状況を見ながら、質疑をさせていただきます。

○8番（池田浩二君） 昨日もお尋ねしましたけれども、中原団地のことでお尋ねします。

中原団地は、入居はいつできるかということです。それと、中原団地に係る費用です。最終的な費用は幾らかかるか。それと、この29ページの説明をお願いいたします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

中原団地の今後の災害復旧についてだと思いますが、まず中原団地が復旧を終えて、入居が可能になるというのは、まず今回、多分10月以降になるかと思いますが、中原団地の大規模盛土事業、これの工事の発注を予定しております。また加えて、今年度中に第2期分の大規模盛土事業の工事を発注する予定であります。これが大体2億200万円ほどの工事費になるかと思えます。

それと、住戸の部分、建屋ですけれども、この災害復旧を、これについても10月以降に発注をすることになるかと思えます。多分11月の発注になるかどうかということで、今準備を進めておりますけれども、そういった大規模盛土事業で地盤の安全対策、それから建屋の災害復旧、これが完了した後に、この団地についての安全対策がすべて完了した後に入居が可能ということになるかと思えます。ですから、恐らく来年の、多分夏以降になるかと思えます。秋ぐらいにずれ込んでいく可能性もあるかと思えますけれども、それぐらいの時期を見込んでおります。

それから、中原団地の災害復旧の事業費なんですけれども、これについては、先ほど沖議員から質疑がありましたので、その中でもお答えをしたと思いますが、大体8億5,400万円ほどの災害復旧事業費がかかるということです。この中には、県の事業費が、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業、これは県営事業ですが、この1億5,000万円が入っております。ですから、町が事業主体として実施する事業費としては、約7億400万円の事業となり

ます。

それから、99ページとか、あとおっしゃいましたけれども、99ページに幾つかありますけれども、どの部分についてということでしょうか。[「どこか場所を」と呼ぶ者あり] ああ、そうですか。よろしいですか。99ページの、この大規模盛土事業の工事費の件ということによろしいでしょうか。

○8番（池田浩二君） この99ページ、全部説明してください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

まず、99ページのこれは大規模盛土の滑動崩落防止対策事業の調査測量設計業務委託、それが5,500万円ほどの補正予定をしておりますが、これについては、今年度大規模盛土の工事を、今月の下旬頃に、今月末頃に発注を予定しておりますけれども、これについての箇所数としては5カ所あります。辺田見と滝尾と小坂、その中に幾つずつかありますので、5カ所という箇所数になりますが、これについて、測量設計の業務を行ったんですけれども、測量設計業務に事業費というか、委託費に不足分が発生しましたので、その分を今回追加として調査測量設計業務委託料の追加費として計上をしているものであります。ですからこれはどこの分ということではなくて、5カ所全体にわたっての調査測量設計業務の委託費が不足したということで、その分を追加するものであります。

それから、もう1つですが、同じく大規模盛土事業の工作物の補償金調査委託ですけれども、これは350万円という金額ですけれども、これも御船インターほか3カ所分についての工事を、これから大規模盛土の工事を実施するわけですけれども、それに伴って、その工事の重要な工事といいますか、掘削等の工事をするボーリング等の工事をする、そういう箇所の沿線上にあります家屋等の損傷といいますか、そういったものについて、事前に調査をしておく必要があるということで、工事をした後で、そういった家屋について損傷が出てきたということになりますと、なかなか工事を施工する前と後との比較ができないようなことで、非常にその辺が混乱しますので、事前に工事に着工する前に家屋の損傷の程度の調査をするための委託費ということになります。

それから、次が、これが宅地耐震化推進事業の拡充事業の工事請負費ということで、これは大規模盛土事業の拡充事業というのが今年度新しい事業として出てきました。その事業費について、これは20件の国の採択を受けているわけですけれども、これは高木、木倉、小坂についての、ほかにも地域はありますけれども、それについての工事費をここに、平

成29年度分の工事費として、対策工事の工事費として計上しております。

それから、次の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の工事請負費ですけれども、1億6,000万円ということですが、これは、総事業費が全部で9億9,000万円になります。その9億9,000万円の85%が平成28年度に国からの割り当てとして交付をされております。これについては、平成28年度から29年度へ繰り越しをしております。あと、15%分を今年度1億6,000万円ということで、国からの交付金の割り付けがされる、それに伴っての工事費の予算計上ということになります。

それから、次が、これは大規模盛土の造成地の滑動崩落防止対策事業の工事請負費です。7,000万円ということですが、これは平成29年度の大規模盛土事業費の割り付け分です。これは国からの割り当てということになりますが、これについては、中原団地の第2期の工事に対しての事業費として、予算計上をするものであります。

それから次が、これが大規模盛土事業の補償費ということで上がっております。1,500万円ですけれども。これは、これから町内5カ所の大規模盛土の工事を実施するわけですが、その中で、電柱だったり、それからガスタンクの埋設物もあります。そういったものについて、工事をする際に移転が必要になります。その移転をするための移転補償費としてここに1,500万円の予算を計上しているというところであります。

○8番（池田浩二君） 中原団地は夏以降に入居できるということですね。4億4,200万というのは、住宅の修理と考えてよかったですかね。それと、崩落地については、5カ所と申しますと、インター団地とフジワ団地かな、その中原団地、玉虫団地と、あと1つはどこですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

中原団地の入居というか、入居ができるような、できるようになる時期についてでありますけれども、これについては、その都度の夏以降ということで申し上げていたかと思いますが、すべての災害復旧事業、工事、そういったものが完了して、そして安全であるということの確認ができた上で、避難指示、それから長期避難の認定が解除された後ということになります。大変申し訳ありません。ちょっと言葉が足りませんで、そういうところになります。ですから、時期的なものについては、大体工事がその災害復旧、さまざまな工事の災害復旧工事が完了するのが大体夏以降だろうというところですので、それからそういった、今申し上げましたようなさまざまな避難指示、あるいは長期避難の認定等が

解除された後ということになるかと思えます。申し訳ありません。

それからもう1点が、大規模盛土の5カ所ですか、これについては、5カ所の地域名は、インター団地、フジワ住宅、玉虫住宅、御船台団地、中原団地、この5カ所ということになります。

○8番（池田浩二君） そしたら、中原団地です、住宅の復旧と道路、法面の復旧、それから今度は解体に入ると思うとです。事業としては4事業ですね、解体。それがまとまって大丈夫ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

中原団地については、さまざまな先ほど申し上げましたように、事業が4つか5つほどの事業ですが入ってきます。またそれに解体ということも加わってくることになりすけれども、解体については、これもたしか一般質問の中で答弁申し上げたかと思えますが、今年度解体をするということにはなりません。来年度、平成30年度以降の何らかの国の補助事業を活用して、これは社会資本整備総合交付金事業ですか、そういった交付金事業を活用しながら解体を進めていきますので、事業としては一緒にすることにはならないかと思えます。また、そのほかの事業については、その辺のところは十分事業を進めるに当たって支障がないような形で工事を進めていきたいと考えております。

それで、各復旧事業の事業間での関係する機関との調整も必要でありますし、また県の工事も入っております。そういったことについても調整をしながら、支障がない形でスムーズな工事ができるような形で進めていきたいと考えておるところです。

○8番（池田浩二君） 今回、沖議員、井本議員からもありましたけれども、吉無田も含めて、吉無田も1億2千万もあるということですのでけれども、やっぱり適正工期の発注で、お願いしておきたいと思えます。

○1番（清水 隼君） 中原団地の4億4,000万円、これは中原団地と書いてあります。今、池田議員からの質問で99ページは全部説明をお願いしますということでしたけれども、説明書に一つずつ内訳を書いておけば、そういった説明も要らないんじゃないでしょうか。それを思えます。そして、全部、このトータルで幾らになるのか。その財源はどこから持ってくるのか、借金とか交付金とか、補助金とか、いろいろありますけれども、そういったところの説明をお願いします。

○建設課長（松岡秀明君） この説明書の中の説明が非常に不足しております。大変御迷惑を

おかけいたしました。

このことについてですけれども、まず大規模盛土事業の調査測量設計業務委託がありますが、これが5,500万円、これについては、国が2分の1の補助ということになります。残りはすべて起債対応ということになります。

それから次の、同じく大規模盛土事業の工作物の補償、家屋等の損壊調査ということで、委託費が350万円ありますけれども、これは補助対象となりません。ということで、単費の取り扱いとなります。

それから次の、宅地耐震化推進事業の拡充事業の工事請負費1億700万円ですけれども、これについては国が2分の1の補助をすることになります。残りについては、起債対応ということになります。

それから、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、この工事請負費1億6,000万円ですけれども、これについては、国が2分の1、それから県が4分の1の補助です。残りについては起債の対象になりますが、90%が起債対象ということになります。

それから次の、大規模盛土の工事の請負費です、その7,000万円については、国が2分の1、残りについては100%の起債ということになります。

それからもう1つ、一番最後にあります、大規模盛土造成地、これの大規模盛土事業の補償費です。先ほど申し上げました電柱とかガス管の埋設物とか、そういったものに対する補償です。これについては、町単費ということで、災害補助の対象外ということになります。

○1番(清水 陳君) いろいろ言われましたけれども、数字というものはなかなか聞き取れません。単費、それから国が2分の1、県が4分の1とか、いろいろありました。これを全部、町が幾らか、国が幾らか、県が幾らかを出していただくと非常にわかりやすい。そういった説明をお願いしたいんです。

○建設課長(松岡秀明君) これについては、ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。整理をしまして、報告とか説明をしたいと思います。

○企画財政課長(坂本幸喜君) 私から、財源、全体の事業を、財源の内訳を説明したいと思います。

まず中原団地の復旧事業です。委託料と工事請負費、合わせますと、今回の9月補正で4億7,500万円を計上しております。4億7,500万円です。そのうち、国庫補助金、歳入に

計上しますけれど、国庫補助金が3億7,497万7,000円です。そして、起債が8,000万円です。残りの約2,000万円が一般財源になります。

次に、今回の災害公営住宅が今回の9月補正で1億1,400万円を計上しております。そのうち、国庫補助金が8,398万3,000円です。起債が1,800万円、残りの1,200万円が町の一般財源という形になります。

○議長（田端幸治君） 坂本課長、それは全部中原団地のことね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） いえ、今のは災害公営住宅です。

○議長（田端幸治君） いや、清水議員が聞かれているのは中原団地に関する総額はどれだけでということ聞かれているんです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい。

○議長（田端幸治君） 清水議員、後でペーパーで出してもらおうということによろしいですか。

○1番（清水 隼君） 後でいいです。ちゃんとした内訳を書いて、議員全員に渡していただきたいなと思います。これだけの費用を打ち込んで、そしてなおかつまた住宅も壊していかなければならない。非常に税金の無駄遣いのような気がします。あそこの中原団地の起債はもう終わっているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

あと2年で大体終了ということでございます。

○1番（清水 隼君） そしたら、やっぱり税金の無駄遣いのような気がいたします。

町長としては、中原団地をどうしていくか、どう守っていくか、どう、これから先やっっていくことなのかをお聞きします。

○町長（藤木正幸君） 中原団地におきましては、現在の議会でもお示したように、多方面からの協議を行ってきました。その中において、今回災害対策で行っていくということが一番ベストという形でこういった形にしています。ただし、27戸が解体をしなければいけないという現状になりました。そのほかが今後中原団地としてということで、整備をするという形で守ってまいりたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（清水 隼君） これを今年度中にちゃんとしなければならぬと私は聞いています。今年度中にこれができるのか、ちゃんとした大規模盛土それから解体作業。昨日の新聞にも出ておりましたけれども、請負業者の不足とか、そういったことが載っていました。大

丈夫でしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

大規模盛土の事業については、この前一般質問の中でお伝えしたこともあるかと思うのですが、平成28年度から繰り越した工事分については、3月までには必ず終えるということになります。あと建屋の部分、災害復旧ですが、これにつきましては、一応今年度の予算案ということで計上しております。当然国の国費も今年度の国費として配分がされるわけですので、現時点においては3月までに終えるという目標で進めていくことにしております。

○1番（清水 隼君） もし終わらなくて、お金の元手というか、それができなかった場合のことは考えていらっしゃいますか。

○建設課長（松岡秀明君） 平成28年度分は昨年度から着工したものですので3月までに必ず終わるのが必須であります。だから、ほかの平成29年度に発注をします大規模盛土の第2期分、それと先ほど申し上げました建屋の災害復旧です、これについては、万が一3月までに終えることができない場合においては、繰越明許という対応をとらざるを得ないこととなります。これについては、1年間、次の翌年度へ繰り越すことができるというところは国と協議をしながら、認可というか認定を受けたいと考えておりますので、もし万が一そういった場合にはそういった対応をせざるを得ないという感じがします。

○1番（清水 隼君） 事故繰越ということでしょうか。何回か出てきたような気がしますけれども、そういうことができるのか。

○建設課長（松岡秀明君） 今申し上げましたのは事故繰越ということではありません。通常というか、これの繰り越しということあまり好ましくないということだと思いますが、通常の繰越明許という取り扱いで、事故繰越ということではありません。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） また仮設復興住宅についてお尋ねしますけれども、仮設は2年ですよ、なわるのは。そこは無料ですよ、土地代は。3年目に入ったときの土地代というのはどうなりますか。そこに家を建てているでしょう。2年間は無償で貸してくださいというのが条件だったんですよ。3年目に入ったときの土地代というのは無償ですか有料ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

このことについては、今、沖議員の御意見のとおり2年間は無償ということで、今契約をしてあるところなんですけれども、それ以降については、まだ今のところそれについての、国からも県からも通達といたしますか、そういうものはあっていません。ですから、恐らく来年になれば2年間の借上期間というのが満了してくるのが出てきますけれども、その前までには、そのことについてどういった対応をするかについては検討していく必要があると考えております。今のところはどうか、何とも言えません。そういう状況です。

○11番（沖 徹信君） 貸す人は、2年間ということで、「まあ、2年間ならしよんのかたい」と、そして貸して、元通りに復旧して返すということが、多分そういう契約になっていると思います。そういう中で、20戸仮設住宅があった場合に、入ってから2年でしょう。その住宅に入ってから2年ではないんですか。それとも造って入れる時点で2年ですか。そこをはっきりお尋ねします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

21の仮設の団地があるわけですが、それがだんだんと完成してきましたけれども、その完成して引き渡す、県から引き渡しを受けた日から2年間ということになります。

○11番（沖 徹信君） それでは、1番目に入った人と20番目に入った人は1年ずれとったとした場合に、20番目の人は1年しか入っておられんわけですか。そこをはっきりとお願いします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今の御意見のとおり、だんだんに入居されて、随時入居されていくわけですが、その同じ仮設団地の中で、恐らく入居された方についても、同じように入居の期間としては、その期間の借上期間、それまでで終了したことになります。

○11番（沖 徹信君） それでは、復興住宅等がなくて、私は行くところがない。だからここにおりますと言われたときには、地主との契約は2年ですよね。出て行って下さいになるわけですね。出ていかんと、そのときの地代というのは払わないつもりですか、払うつもりですか、地主に対して。

○町長（藤木正幸君） 今仮設団地にいらっしゃって、仮設団地はこれはもう国が3年で切るなら3年で切るということで、3年が過ぎました。でもそこに住んでいらっしゃる方が「私はおる」と言われたとき、これはおることはできません。そのときには、また公営住宅を用意しなければいけないとなっていると思います。

一応、国が決めて、仮設住宅はここまでですよとなったら、その仮設住宅というのは取り壊すというのが原則になります。だから、木造に関しましては、町との協議の中で、どうしようかという問題は出てくるだけで、国が3年と決めた、4年と決めた、それからいることはできません。

○11番（沖 徹信君） そしたら、復興住宅、これは木造だから復興住宅にするということで、町も財政的に厳しい。だから2年を過ぎた時点で、借地として地主から借りるのができますか。そういう形で木造住宅を利用して、2年間で立ち退かなでけん人をそこら辺に入れるという、そういう復興住宅的な活用をやりたいというか、やるという方針はありますか。

○町長（藤木正幸君） 今言われるとおり、木造住宅が、もし2年で切れました。そのときに御船町はどうしますかということで、1つの方法は復興住宅として御船町は使えますよ。では復興住宅に見合うような改造をしなければいけません。では、その残ったものを今度は御船町で公営住宅として管理しましょうとなります。そしたら、公営住宅に合うような制度に合わせた改造等をしなければいけません。その後、そこに住んでもらうということはいけません。

○11番（沖 徹信君） 住宅の改造じゃなくて、そこは無償で借りているわけでしょう、木造住宅も。だから、復興住宅にするときには地代を払いますか払いませんかという質問なのです。

○町長（藤木正幸君） 地代を払って、地主とまずは交渉をして、地代を払って貸りするという方法もあるし、買い取るという方法もあります。

○11番（沖 徹信君） そしたら、貸してもらおうという方法が一番安価でいいわけですね。ずっとあれせなんけれども。そして、復興住宅が終われば返せばいいことですからね。そうということで、買い取るというのと、場所的には買い取らなければいけないところもあるし、貸してくださいと言うて、後は地主がどうかという方法もあると思いますが、そこら辺は十分検討しながら、町民の方が迷惑しないようにお願いします。

それから、予算説明書の66ページ、消防団の1分団にして6万1,500円かな。これはどういふのを提示して、どこに置くんですか。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、少しお待ちください。資料を確認します。

すみません、お答えします。これは消防団の9分団に配布する防火衣、消火活動を行うときの防火衣、これを分団に配布するという予算になります。

○11番（沖 徹信君） だから、9分団あるのに、1分団に対して6万1,500円の防火衣というのをやるということですか。それは何人分になりますか、防火衣。防火衣というか安全装備のなんですよ。

○総務課長（吉本敏治君） これは、1着という意味です。1着に対して6万1,500円ほどかかります。それを1分団に供給する、配布するということになります。

○11番（沖 徹信君） 今、消防団員は何人いらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君） 424名だったと思っております。

○11番（沖 徹信君） 424名に9着やるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 御覧のとおり、単価が非常に高うございますので、計画的に配布していくということで考えております。ただ、消火の際に消火活動に当たる、誰が当たるかはわかりませんが、その際に積載車で持って行ってもらうと。ですから、すべての団員にこの6万1,500円の防火衣を配備するということは、現時点では考えておりません。

○11番（沖 徹信君） 積載車で消防団員が消火活動に出るわけですから、各班に2着とか、筒先にかかる人たちは、筒先は1人では持ちきりませんよ。防災服、そこら辺の服を着ていけば、筒先に行った2人は着とかにや危険性が非常に高いわけです。分団に1着の予算、ないのと等しいですよ。火災のときに、地元の火災のときには、分団の班が4班あるなら4班、全員おる人、おらん人いろいろできない人もあると思いますけれども、おる人はすべて行くわけです。せめて班に2着ぐらい備えねば、備えた意味はないですよ。

それから、森田議員の一般質問に対してのときに、チェーンソーとか油圧とか、ああいう道具をそろえてできるということがありましたけれども、消防団というのは台風、水害等々出動したときにはチェーンソーとか何かは要りますよ。いろんな事に対して、ただ2,000円払っていいという問題ではないですよ。ただこれを、手袋は全団員に配布するという事になっていましたけれども、消防団員の安全を確認するなら、もうちょっとやってほしいと思います。

その点はいかがですか。

○総務課長（吉本敏治君） おっしゃるとおりだと思います。この防火衣については、今回の予算では各分団に1着ということにしておりますが、既に配布している部分があったと思います。今各分団で、どれだけ何着在庫を保有しているかというところまで調べておりませんが、今回は初めてではありません。

それから、すべての消防団員の安全を確保するというのは、もちろん大事なことだと思っておりますし、今後は先ほどありましたように、資機材としてのチェンソーやジャッキ、これも順次、進めていきたいと思っております。

それと今年度手袋を購入したいと思っております。次の年にはできれば安全靴等も整備をしていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） それに対しての国庫補助とか、この前は宝くじでの益金で配るということでしたけれども、そういう安全面に使うというのは国の補助というのはあるんですか、ないんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 国からの直接の補助はなかったと思います。予算説明書、歳入の9ページを御覧いただきたいと思います。この中の雑入の中で今回歳入として計上いたしております。9ページの上の段です。消防団員安全装備品等助成金として46万7,000円を計上しております。

それから、下のほうが宝くじのコミュニティ助成事業に関するものでして、これは手袋の購入に対して、限度額の100万円を代金として受け取る予定としております。こういった関係で、国からということではありませんけれども、こういったものを活用しながら進めていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） 消防団員の生命・財産、消防団員というのは町民の生命・財産、そこら辺を守るための自主的な組織です。そういうところはもうちょっと、彼らが十分けがなく活動できるようにしてやるのが自治体ですよ。そこらで最低でも2着の火衣というか、それはお願いしておきます。

それからもう1つ、地震等の災害で家を建て替えるということで、浄化槽の申請がだいぶ上がってきて補正でも上がってきましたけれども、浄化槽の管理、それはどうなっていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

浄化槽の管理につきましては、浄化槽法の規定に基づきまして、年に1回以上の清掃を行っていただくようになっています。

○11番（沖 徹信君） 業者の区別というか、そこら辺はどうなっていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 業者につきましては、現在御船町に2つの業者がおられます。

その2つの業者で清掃を行っていただくとなります。

○11番（沖 徹信君） 管理はどうなっていますか。浄化槽の管理。

○環境保全課長（緒方良成君） 管理につきましては、まず浄化槽を設置するに当たりまして、浄化槽の設置の申請書を役場に出していただきますけど、その申請の中で清掃の業者を決めていただきます。そして、あと協会を通して出していただきますけど、その業者を決めるのは申請者、家庭の人になりますけど、要は管理というか、最終的に浄化槽を管理するのは個人の管理になってまいります。

○11番（沖 徹信君） それはなかなか言えんでしょう、行政としては。しかし、今通っているのは御船町が右岸、左岸に分けてあるでしょう。その点把握していますか。業者の方あたりが分けておられるということは把握していらっしゃいますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 町としましては、業者の清掃に関しまして、少し問い合わせがあった場合は、2つの業者を紹介しております。

○11番（沖 徹信君） 清掃じゃなくて管理ですよ。浄化槽を据えるときに印鑑もらわなければなりませんでしょう。そのときの区割り、それは昔から御船の右岸、左岸で分けてあるでしょう。違いますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

浄化槽の設置につきましては、清掃というか、申請をする時点では、それは申請者、建てる方の自由になりますので、町としては、その区割りというのはしておりませんので、あくまでも申請者の方の申請と思います。

○11番（沖 徹信君） 行政としては、そう言われるますが、実際は業者の方に、A、B業者がおられて、自分はA業者に頼みたいと言うけれども、A業者にしますよと言うと、そこはBだからそれではできないというのが現実ではないんですか。そこら辺どういうふうにご指導されていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 先ほどから申しておりますように、新設に当たってはあくまでも申請の、設置者の自由になりますので、町としては区分けというのは行ってはおりません。

○11番（沖 徹信君） 区分けは行ってないというのは、業者の申し合わせか何かしらんけれども、そういうふうになっているということは把握されていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 清掃のときにですね。

○11番（沖 徹信君） 清掃じゃない、管理。

○環境保全課長（緒方良成君） 管理に対しましては、町としては、そういうことがあった場合は、業者に指導はしていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） もうこのことは私は何年前から言っているのですか。そういうところを課長として引き継ぎの中で引き継がれましたか。前課長から引き継がれましたか。

○環境保全課長（緒方良成君） これに関しましては、引き継ぎはありませんでした。

○11番（沖 徹信君） 前者のときから・・・何回言うね。

○環境保全課長（緒方良成君） すみません、管理に関しましては、引き継ぎはしていませんでした。

○11番（沖 徹信君） 職員の質ですよ、そういうことは。自分が次の人に引き継ぐときは、問題等は必ず引き継ぐ、それが常識でしょう。何年前から言ってますか。それが全然引き継がれないからこういう問題がまた出てくるわけですよ。そうでしょう。どこか間違っているところは言ってください。私も改めますから。

○環境保全課長（緒方良成君） 沖議員が言われるように、この件に関しましては、区割りというのが出ないように、今後は指導もしていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） それでは、10月の広報には間に合わないかと思えますけれども、11月、そこら辺の広報に載せて、町民の理解が得るように、やりますか、やりませんか。

○環境保全課長（緒方良成君） この件に関しましては、今後広報等でいう記載の検討をしてみたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） ということは、遅くとも12月までは地域割りはありませんということをはっきり言うということですね。御船町に対して、業者が選択は個人の自由であり、地域割りはありません。御船町1地域で、誰に頼もうと、それは結構ですということを広報ですということでしょう。それは約束できますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 文言につきましては、今後検討はしてまいりますけど、業者の紹介につきましては、これは期待をしてみたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） 紹介というと、それはどういうふうで紹介しますか。

○総務課長（吉本敏治君） では、ただ今の沖議員の質疑に関しまして、もう1回実態の把握と、そこあたりを協議をさせていただきたいと思えます。

しばらく休憩を取っていただけると、その辺の実態の確認と併せてやっていきたいと思えますので、時間の猶予をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○11番（沖 徹信君） はい、ここで休憩して、午後の何にやってください。

○議長（田端幸治君） ただ今、沖議員から休憩の申し入れがございました。午後1時まで休憩を取りたいと思います。午後の会議につきましては、午後1時から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○環境保全課長（緒方良成君） 先ほどの沖議員の質問にお答えいたします。

先ほど、広報の記載についてですが、広報の記載につきましては、早い段階で業者間の子細を紹介して記載を進めていきたいと思っております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 歳入説明書の7ページ、明るい話題ですけれども、ふるさと納税が7,000万円増額されて、合計1億円となっておりますけれども、この前の説明で、楽天のふるさと納税のポータルサイトを活用して増やますということですが、これの運用の開始時期はいつ頃ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 現在、ふるさと納税の現状といたしましては、年間で一番寄附が集まるとき、これが11月、12月です。ですので、うちとしましては、11月には運用を開始したいと考えております。

○4番（中城峯英君） 楽天は、このふるさとふるさとチョイスのサイトもありますけれども、楽天はユーザーも多いし、そこ辺のところを大いに期待できます。その仕組みについては滞りなくやって、自主財源の確保にもなりますし、返礼品による地域活性化にもなりますので、ぜひ成功するように運営方お願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○1番（清水 陟君） 午前中にありましたけれども、ファームランド、これがもともとの趣旨というものがあつたと思うんです。この趣旨、何が目的で、誰が計画を町に紹介したんですか。お願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） これは、地方創生関連の事業で取り組ませていただきたいと、子ども・児童をターゲットとしたそういう町づくりの事業として取り組んだ事業です。そ

れと御船町の活性化も併せてキャンプ場の整備、これはファームランドではなくて、吉無田キャンプ場で、ドームの建設あたりを考えております。

○1番（清水 陟君） 子どもを中心というか、これは私が知っているところでは、周りの学校の跡地、そういうところに持ってきて、そういう地域おこしというか、疲弊した地方を活発にするというか、そういう感じの目的じゃなかったかなと、私の勘違いかもしれませんが、そういうふうに思っていました。

これは、ここにもともと誰かが紹介しなければ町はわからなかったと思うんです。誰がこれを吉無田に持ってくるということを勧めて、そして御船町がどうして手を挙げたのか。それをお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、地方創生の中の新しい事業で、その中に拠点整備事業というのが新しくできました。その拠点整備事業の中で吉無田にドームキャビン、宿泊所の設置という形で行った事業であります。商工観光課から計画書がうちに上がってきましたので、企画財政課で精査しまして、国にこの要望を上げたところです。

○1番（清水 陟君） これを持ってくるためには、どこからか紹介するというか、それがないと、町としてはわからないのではないですか。

○子ども未来課長（野口壮一君） 最初に、この地方創生拠点整備事業というのは、趣旨として、あくまでも宿泊施設を整備するのが目的ではなくて、この拠点整備というのは、この地域に波及をさせていきなさいというのが拠点整備の一番の理由であります。

このメニューの中に観光施設の整備というのがこの事業の中に掲載がされております。観光課なんですけど、最初に企画あたりと話す中で、緑の村の宿泊施設が老朽化しているというところで、この緑の村にこの拠点整備事業を持っていきましょうということで、話が進んでいったという形です。

このドームキャビンの話を誰が持ってきたかという話なんですけど、これは私たち等、今の宿泊施設は、どこのキャンプ場に行っても、やはり炊事場があり、トイレもちゃんと完備してあり、そういう寝るところもちゃんと完備してあるというのを、やはりそういうのを造っていかないと、これからのキャンプではニーズには応えていられないというところで、これは私たち職員の中でこういうドーム型のキャビンを造ったらどうかということで、そこからいろいろな専門業者等に問い合わせをしながら、話を決めたという経緯であ

ります。

○1番（清水 陟君） それで、なぜ玉野の企画業者というか、モニターとか話がありましたけれども、なぜ玉野がそこで出てきたのでしょうか。

○こども未来課長（野口壮一君） 最初に、公園整備という中で、今の恐竜公園に携わっていただいたコンサルあたりに、最初に尋ねていったというところで、最初に玉野に拠点整備の国への申請に向けて、そこまで協力をいただいたということで、企画をしていただいたわけではありません。そこからの正式な設計業務を発注して、そこから進むという段階になっていたわけであります。

○1番（清水 陟君） 大体わかってきましたけれども、私もその説明があったときに、観光だけではやっていけませんよと言う覚えがあります。どこの観光地でも、よっぽどなことがない限り、観光だけではやっていけないんです。それで、もっとほかにキャンプ場はキャンプ場として、もっとほかに考えはなかったかなと。例えば、水上村ですか、あそこは標高1,000メートルのところにジョギングコースかな、そういうものを整備して、そして、今高校の陸上部あたりが、宿泊に来て、非常にあそこはそれで地域が盛り上がっています。その中に地域の人たちを盛り込んで、その子たちにジビエの料理、そういうのを食べさせたりとか、地元も非常に活気づいているような状態なんです。

御船町としても、地域を巻き込んでとか、そういうのがありましたけれども、地域に対してそういう説明があったのかどうか。

○こども未来課長（野口壮一君） 私が観光課にいたときの、その経緯を話しますと、この拠点整備事業というのは、今議員がおっしゃったようなストーリーがないと国も認めてもらえないというか、その中で、やはり地元を潤すというものを中に含ませておりました。この計画を作るときに、地元の関係者等に最初から説明をしていったという経緯であります。その中で、今言われたような、地元の食材を提供してもらったり、地元の料理を提供してもらったりというものを考えていきたいというのは、最初から地元にはおろしながら進めていったという経緯であります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 確認の意味で、まず中原団地です。先ほどの説明の中で、一応全体的には8億5,400万円ぐらいという話でした。その中には、解体費が入っていなかったという話だったと思います。そこら辺をもう1回いいですか、説明を。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。もう1回、確認の意味も含めてお答えさせていただきたいと思います。

中原団地全体の事業費ということでお答えしてよろしいでしょうか。中原団地全体の、これはすべての事業を含めたところですが、事業費としましては、一つ一つ確認をさせていただきますが、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、これが全体事業費として2億277万円です。それから、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業が5,600万円です。それから、中原団地の住宅の災害復旧事業費、今回の補正にも上がっているかと思いますが、これが4億4,500万円、それから、これは県の事業になります、県営事業ということで、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業という事業になりますが、これが1億5,000万円です。それらを合計しますと、総事業費としまして8億5,377万円ということになります。

先ほども議員からもありましたように、これには27戸の建屋の解体費は含まれておりません。

○2番（森田優二君） 大体、解体はどれぐらいの予定ですか。見込みは。

わからないなら、それはいいですけれども。それと、99ページに、先ほど7,000万円、これも何か中原団地関連じゃなかったですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この7,000万円も中原団地の一応工事費ということで、今回補正に計上させていただいております。これは、第1期目の工事と、AとBという分け方といたしますか、工事を大規模盛土2つに分けて工事をするように計画をしております。まずはA区域の工事として、これが5,277万円ぐらいの工事費を今予定をしております。あと残りの1億5,000万円というのが、次期の、平成29年度の工事ということで、今発注に向けての準備を進めているところなんですけれども、この工事がここに7,000万円と今回の補正で上げておりますが、これが今回平成29年度の大規模盛土の工事費として国から事業費が割り付けられたものが7,000万円ということになります。

言いますれば、8,000万円ほどそこに差が出てくるのかなと思いますけれども。この8,000万円については、一応大規模盛土の拡充事業というのが今年度新しく4月から事業が出たわけですが、この事業費を正しく、これは同じ大規模盛土事業の同じ事業として国も認めておりますので、その事業費を中原団地の災害復旧をまずは優先するというところで、その事業費を割り当てて、1億5,000万円の工事業費ということで発注をするよう

に今進めているところであります。

○2番（森田優二君） 正直言って、非常にわからないんです。私が聞いたのは全体で幾らになるかということを知りたいんですよ。だから、それも入れて答えてくれないと、全体は全然把握はできませんよ。

○建設課長（松岡秀明君） 先ほど申しあげました8億5,377万円の中の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、この2億277万円というのが大規模盛土事業の中原団地の総事業費になります。ですから、その中にこの分も含まれているということになります。

○2番（森田優二君） ということは、ここで7,000万円出ているから、約2億円、そこは2億円じゃなくて、分けて考えなんということですね。

○建設課長（松岡秀明君） これは、再三申しあげておりますが、中原団地の大規模盛土事業すべての総事業費が2億277万円ということで、その中に、平成28年度から繰り越しの部分も入っていますし、今回の7,000万円も入っているということになります。

○2番（森田優二君） そういうことだったら、やはり答えを、これは補正で上がっていますので、その分を引いて、さっきの2億円を、7,000万円引いた金額で言うて、今回は補正で上がっているけんと言わないと、私たちはわからんですよ。

それともう1つです。要するに平成28年度分、それと29年度分、要するに平成28年度分は30年の3月に終わるようになってはいますが、その部分と今度は平成29年度の部分、これはどういうふうに分けてあるのでしょうか。私たちは全然わからないとです、図面も見てないから。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この分け方というか、考え方としては、2つの区域に分けて工事を施工するように事業を進めているところですが、まずは、A工区、今回10月に発注を予定しておりますこのA工区においては、この中原団地のまずこの地すべりが非常に大きな被害を受けている部分です。その部分をまずは止める工事を行います。これが専門的な言葉で言うと、抑止杭工という工事になるわけですが、それで、まずは被災がひどかった部分をまず止めて、そして次の工事で全体を止める工事を、B工事ということにしてはおりますが、それを行います。これが事業費としては、全体を止める工事になりますので1億5,000万円ということで事業費が大きいわけですが、これが工法としては専門的な言葉になりますが、グラウンドアンカー工事という工法でもって工事することになります。こういった考え方で

2つに分けたということです。

○2番（森田優二君） 早い話が、入ってから住宅があるですね。あのところが1期工事ですね。それと入ってすぐのところ、民家があるところ、あそこのがけがくえている、あそこが2期工事ということですね。そういうふうに説明すると簡単にわかるんですけど。

それから、最終的に全体が終わって、あとが入れるようにするためには大体いつ頃予定してありますか。これは昨日の一般質問の話と今日の話は若干違うんですよ。

○建設課長（松岡秀明君） 先ほど池田議員の質疑の中でもお答えしましたけれども、すべての地盤の安全対策、それから建屋の災害復旧、そして周辺のがけ崩れの開発事業、そういった工事がすべて終わる次期が、多分夏以降の時期になるかと思えます。そのすべての対策工事が終わった後に長期避難の解除ができて、そして県の避難指示の解除等ができるかどうかの判断、そして県の長期避難の認定の解除、そういったものの手続きが済んで、多分はっきりしたことは時期的には言えませんけれども、平成30年度内には住めるような状態になるかと考えております。

○2番（森田優二君） まあ、余裕を見て平成30年度いっぱい、その前に10月ぐらいという話もあったんですけども、夏場に終わってどうじゃこうじゃという話だったんですけど、ちょっと一般質問のときの話と違うなということで質問をさせていただきました。

いずれにしても、9月26日だったか、説明会が計画されていますので、そこらあたりきちんとそういったことも含めて説明できるように準備しておかんと、かえっていろんな質問が出ると思います。

次に48ページ、原材料費が出ていますけれども、これは場所はどこですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは一時仮置場、グラウンドの復旧に係る原材料費、山砂代です。

○2番（森田優二君） これは約10倍ですけども、どういうことですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

当初は査定を受ける段階で、グラウンドの件につきまして、面積を1万㎡ということで、それを10センチ程度はぎ取るという査定を受けまして計画しておりましたが、その下のほうのゲートボールです、そちらも使いましたので、そちらが増えております。そして、10センチだったのですが、瓦とか、含有物（浮遊物）等々も浸透しておりましたので、そこから辺を取り除くために40センチ以上掘削するというので、深くなっているのです。そし

て、全体的に持ち込みのデータを作っていますのが増えたということです。

○2番（森田優二君） 101ページ、町営グラウンドの設計委託料とかが出ているんですけど、これは町営グラウンドで山砂とかで整備して、そしてまた、何かに使うから、その後改修の設計をするから別々に出ているんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） この町民グラウンドの整備設計委託については、災害復旧で、先ほど井本議員の質問にもありましたように、グラウンドの面については環境衛生課が埋め立てで山砂を戻します。社会教育課では法面とナイター設備と倉庫、フェンス、ベンチと側溝等を災害復旧で直すための設計を今回出しています。

○2番（森田優二君） 今の説明でわかりましたけれども、やはり備考欄にちょっとですね。要はグラウンド内部の部分を初めのあれでやって、あと周りのいろんなことの構造物関係をそちらでやるということですね。わかりました。

○11番（沖 徹信君） 理解に苦しむ面があるのでお尋ねしますけれども。

地域おこし協力隊、この方は御船町でどういうことをしてくれる方とって募集するのですか、向こうがこうこうなことをしますと言うて応募する、このどちらでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町から、こういう事業で活躍できませんかという形、町からこういう事業に携わってくだされる方という形で募集をかけます。

○11番（沖 徹信君） そしたら、これは3年契約ということになるわけですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 契約自体は、御船町は1年1年で契約します。しかし、債務負担行為で、一応予算に関しましては3年間という予算を確保、長くて3年間という期間がありますので。

○11番（沖 徹信君） そしたら、3年間の中に、吉無田高原の活用というか、観光というか、そういうことを一括してやってもらえるということで、理解していいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回の地域おこし協力隊は、NPO法人愛郷吉無田、あそこに雇用ということでありま
す。愛郷吉無田の中で、団体がさっき言いましたドームキャビン、それからその周辺の宿
泊施設、それとか食材の提供、そのあたりの事業に携わっていただいて、田代東部地区、
吉無田、緑の村周辺を含んだ、その地域活性化に携わっていきたいということで考えてお
ります。

○11番（沖 徹信君） そしたら、吉無田高原の化石ひろば、それからマウンテンバイク、そこから辺とのつながりというのはどうなりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 吉無田高原緑の村を活用しました事業が愛郷吉無田の団体でイベントを行う。そういう事業に携わっていきたい、いかれるという形で考えております。

○11番（沖 徹信君） そういう中で、吉無田高原ゆうすげの丘があります。あそこはいろんなことに対して利用されていないように思うんです。そこで、これは提案ですけれども、ナイター施設を1基つけて、それで夜空を見るという形で、そこに来る人たちが来る間に、8時なら8時までライトを点けとって、そして芝生の上とか、ゆうすげの草の上に、あそこ短いでしょう。その上に寝ころんでくださいという形で、準備できたら電気を消しますと、そういう形でゆうすげの丘を利用した観光誘致とか、そういうのを考えられたことはございますか。

○商工観光課長（作田豊明君） ゆうすげの丘につきましては、以前コンサートあたりを開いてあったと思うんですけれども、今回の地方創生の拠点整備事業でも、ドームキャビンを造る上で、展望と星空探訪あたりの企画を、今度地域おこし協力隊に企画をしてもらって計画をすればと思っています。

○11番（沖 徹信君） いろんなことを、年中利用できるというか、そういう形にしていかないと、一時期は賑わっても一時期はゼロという感じだったら採算は取れないと思います。そういう形で、重複する分は構いませんけれども、そこらの形で、十分採算の取れるような行事をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○13番（岩田重成君） 今回の補正予算、15億円です。今までにないような大きな補正予算でございます。私どもの議員生活で初めてでございます。それで、今いろんな議員の方から質問があっております。

そういう中で、今回農業災害のことでございますが、小規模農業用水路の農道の早期改修ということで3,100万円予算が組んでございます。大変ありがたい予算でございまして、ありがとうございます。そういう中で、今回地震また大雨で農業被害がだいぶ出ました。1回査定を受けまして、そしてあまりお金がかかるから、自分はしないというところで、出されるのをまた引っ込めた方もおられたのです。そういう中で農業災害被害は今現在何件の申請があっておりますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） またお尋ねですけれども、平成29年災害というところでよろ

しいですか。

○13番（岩田重成君） 平成28年です。

○農業振興課長（藤野浩之君） 平成28年災の申請状況ということ。

○13番（岩田重成君） そうです。

○農業振興課長（藤野浩之君） 申請につきましては、災害報告は3,400～3,500件報告はあつております。その中で、災害査定で工事を実施というか、査定が終わったというのが609件が査定を受けております。

○13番（岩田重成君） 今609件と言われました。その中に、何件この災害を入札で発注されましたか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 今発注率からいきますと、約20%弱かと思います。

○13番（岩田重成君） なぜ聞くかといいますと、なかなか農業災害の復旧がすすまないということを目にしております。特に山間地区の今回被害を受けました七滝、向山、松の生、東上野、このあたりがもう入札をしなければ、到底来年の田植えには間に合いません。ということは、もう3年間田植えはできないわけです。ただただ「できない、できない」と。できますなら、用水路を入札をしていただき、そして1枚でも田んぼが植えられるような考えはないですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今言われたとおり、2年ほど作付ができないという状況が続いている地域があります。町としましても、一番最初に優先的にやったのは、幹線水路の復旧という形で今全力で取り組んでいるところです。その中で、今耕作、来年度作付ができるよう全力で努力はしているというところで、幹線水路の復旧が間に合わないということであれば、またいろんな、あらゆる方法を考えながら、水利、水の確保を検討していきたいと考えています。

○13番（岩田重成君） 東上野の用水路の取入口、あそこに八勢地区がございます。ボランティアが加勢に来られました。そして用水路の入口を全部あけてもらいました。大変感謝しております。そういう中で、それから後が、今10何カ所崩れておりますが、何にもできません。私は農家として、やはりできないということは大変残念なことだと思っています。特に、3年も4年ももしもできないならば、辞める方がだいぶ出ると思います。そうすると、中山間の活性化どころではありません。先ほどから吉無田の・・いろいろ話が出ますが、それどころではございません。1回、本当に農家のことを考え、そしてどうにか、

昔の人がせっかく造った用水路でございます。できますならば、一刻も早く復旧をお願いして、質問を終わります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

まず、21ページ、義援金配分委員会委員報酬、義援金の配分をまだ水増し、独自に来た義援金については、今後どのような考え方、どのような基準でどのように配分されますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今の義援金のことですが、現状ということで先にお話ししたいと思います。これは9月7日現在なのですけれど、御船町が直接受けている義援金です。これが約6,470万円あります。そのうち、配分が済んだ分です。これが576万円です。今義援金の残は5,900万円、8.9%しか義援金の配分は行っていません。

今回、予算の中でも義援金委員会の委員報酬ということで上がっております。今現在当初予算で、義援金の配分委員会を設けておりませんでしたので、今後委員会を即座に設けて、郡内の状況を勘案しながら早急にこれは配分をしていきたいと考えているところです。

ちなみに、今一部損壊に関しまして、30万円から50万円までは3万円、そうすると50万円から100万円までは5万円というそういう仕組みになっております。

○5番（福永 啓君） これは町への義援金が幾らかありました。それについても、郡内の状況をみながら拡充していきたいということなのですが、ぜひ拡充していただきたいと思っております。

続きまして、36ページ、臨時福祉給付金というのがあります。過去2回、震災のあと臨時福祉給付金が給付されました。その間、そのときはほとんどの町民の方々がその対象になっていました。この臨時福祉給付金の今回の給付というのは、今までのように、ほぼすべての町民が対象になるのか、それとも、元来の給付の形に戻るのか、そのあたりを聞かせてください。

○福祉課長（道山敏文君） 今回平成29年度の臨時福祉給付金につきましては、御船町が震災により住民税均等割がすべての方に無課税となったことで、全世帯が対象となった1人当たり1万5,000円という部分です。今のところ、この後国から給付金についての情報は何も入っておりませんので、今のところはそれで最後というところです。

○5番（福永 啓君） そうしますと、ここまでは、この給付金まではほぼすべての町民が対象になった給付金であるということによろしいですか。

○福祉課長（道山敏文君） はい。この1人1万5,000円というところが全町民対象という最後になります。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

次に、64ページです。これはたびたび出ております。公営住宅設計に係る委託費です。この数字は、具体的にこれは何戸分の設計費で設計測量して上がっているのでしょうか。そしてその財源なんですが、測量設計に使う財源は何になりますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これについては、災害公営住宅の普通の設計業務委託でありまして、一丁目と上野地区の古閑迫に建設するものです。それについての測量設計ということになります。一丁目についてはRCで20戸、それから古閑迫地域については木造での12戸ということで設計を行います。これについては国の補助が4分の3ということです。その補助残につきましては、起債率100%ということになります。

○5番（福永 啓君） これは、1丁目につきましては、1次工事のみということによろしいですかね。はい。

そうしますと、設計費から大体、概算で構わないんですが、建設費は大体どれぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今からの設計ということになってまいりますので、大変あれですが、概算的な設計、実際の建設費というのは今のところ把握できておりません。

○5番（福永 啓君） 1億円の設計費ですから、そうしますと10億円とかいう話になってくるといって見るのが一般的だと思うんですよ。そうすると、32戸で10億円の建物を建てるということになっているんです。そうすると相当高くなっているのかなとは思わずに得ないんですが。

大体、設計費は今まで町とかでは1割程度だったと思うんですが、そこあたりは町ではどうですよと言ってもらわなくて結構です。大体私どもがそれで決まるのかという1割とか結構あるんですが、設計が幾らになると。5%とか2%、3%とかいうことはあり得ないですね。

○建設課長（松岡秀明君） 設計費については、その案件というか設計によって変わる部分もあるかと思いますが、大体5%から10%の範囲内と考えていますので、よろしくお願ひします。

○5番（福永 啓君） それがないと大体設計費の積算の大体計算値の5%から10%程度というのはなからないと適正かどうかという判断の目安にもなります。

○副町長（本田安洋君） 今の適正值の問題でしたよね。これは御船と古閑迫、これは別々に分かれています。大体一丁目が大体7,200万円、それと古閑迫が3,900万円、この中には家の設計だけではないんですよ。測量費もそれからボーリングも、それから鑑定評価、いろんなそういうのを含めたところの設計費でございます。だから家の設計費だけではないということだけはお考えいただきたいと思います。

○5番（福永 啓君） そうすると、一般的には設計費は5%よりも若干高めにとということなのでですね。

○副町長（本田安洋君） そうです。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

次、95ページ、ここでわからなかったのですが、任期付職員給料というのが減額予算されています。何か、1人分ぐらいというか。一方扶養手当、通勤手当、住居手当等は増額に補正されています。任期付職員の給料のみを見ると、求人したところを一人足らなかったのか、減額されたのかとも見えますし、あとほかのを見るとこうではないのかなと思います。これは減額に理由はどのようなことからでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えいたします。

任期付職員につきましては、当初予算で一定程度の予算を計上しておりましたが、各手当については計上しておりませんでした。ですから、今回作成したことによって手当は実額を計上したということになります。

任期付職員につきましては、9月から3名が決定しまして、現在4名です。これは当初予算にはそれ以上のものを計上していたということから、減額をすると、減額措置となったものであります。

○5番（福永 啓君） 中長期では払わなかったと。任期付職員でも、町が当初予定していた人数は、最終的に現時点では使わなかったということになるのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 当初予算では、先ほど言いましたように大まかな人数を計上して

いたんですけれども、それから具体的に任期付職員と、もともとは中長期の派遣職員ですけど。そういった考え方もあったわけなんですけれども、中長期の派遣については、なかなか数はそろわなかったと。したがって、今回任期付職員に切り替えて募集を行ったと。それに伴う実額を今回計上した結果、先ほど言いましたように、不用額が出てきたというところでもあります。

○5番（福永 啓君） 私が心配したのは、任期付職員ですね。町が必要とした職員の人数はそろわなかったのかそろったのかというところなんです。給料については減額になったと。もっと多く上げていたのに減額しましたという話でしたので。

○総務課長（吉本敏治君） 数については、任期付職員、中長期を含めて足りなかった部分、これにつきましては、概ね、現状、現場のほうで考えていた人数をそろえることができたと思っております。

○5番（福永 啓君） 実はそろえることができたということですね。

次、98ページ、前にほかの議員の質問もありましたが、ちょっと理解ができなかったの
で。13番の委託料です。5,500万円の委託料なんですけど、設計、これは変更によるということですか。これは大規模盛土なんですけど、あそこの玉虫と御船台とインター団地とフジワ住宅、この4つについての設計委託料なんですけど。ほかに何かが入っているのですか。

○建設課長（松岡秀明君） これは、今回の大規模盛土事業全体についての測量・設計業務委託に不足が生じたということですので、もう1カ所中原の、この5カ所についての追加分ということになります。

○5番（福永 啓君） この中原は5カ所、最初に説明があったところですね。これについて、皆様に中原を除き、どのような工事をしますという住民への説明会が開かれております。そこで、こういうふうにしますという工法の説明もありました。そこでは、今回の設計の予算を見ますと、これを一見すると倍以上設計委託料が増えているということになるんです。補正前の額が4,200万円で、今回補正額が5,800万円でしょう。そうすると倍以上になりますね。最初の説明では当初設計していたのに不足が生じたということだったのですが、倍以上というのは不足が生じていたという額ではないんです。設計の大幅な変更とか追加とかがない限り、こういう倍以上の変更というのは生じないわけですが、本来は。これはなぜそのような倍以上の変更が、数字上倍以上の変更になったのでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

平成29年度の工事としては、先ほどから説明をしておりましたが、説明の中で不足があったかと思います。中原団地の第2期というか、B工区として設計しております1億5,000万円の工事、この分についても設計を発注したということで、その分の過不足が生じたということになります。

○5番（福永 啓君） これが今まで中原団地の1.5億円分、それについては予算の計上をされていなかったと。だから今回それについて予算計上したので、その分が増えたということなのですか。

○建設課長（松岡秀明君） 平成29年度の事業工事として、中原団地の工期の部分といいますか、2期目の工事の部分が発注するに当たって設計が必要になったということになります。

○5番（福永 啓君） ですから、さっき住民の方々に説明されました、ほかの御船台住宅、玉虫住宅、フジワ住宅、インター団地、そこの設計が大幅に変更になったとか、何か単価が急に上がったとかいうことによってこの増額になったことではないということ、よろしいですか。

○建設課長（松岡秀明君） はい、そういうことになります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（池田浩二君） 仮設利用者数についてお尋ねします。契約は終わってから、町が買い取りとか復興住宅というお話が出ておるとかしていると思いますけど、払い下げです、払い下げはあるのかということと、契約、2年後は契約が終わって、家賃は発生しますか。地主に対しての賃借料です。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

木造の仮設住宅を例えば2年間の使用期間を過ぎた後の払い下げということについては、そういったことについては、今のところ全然検討というか、そういうところはしておりませんし、基本的には、木造住宅については県は、その使用期限が経過した後については町に移譲すると、そういった考え方です。

あと、用地の、今現在ほとんどが用地については借り上げという形をとってあるわけですが、その後の使用期限が過ぎた後の賃借料等についても、先ほども申し上げましたけれども、まだその後の用地等の対応についての国・県からの方針というか、そういった通達もあっていない状況ですので、今のところそれについても何とも検討をしていないというのが実状であります。

○8番（池田浩二君） 検討してないといいますと、当初から契約は2年と思うとですよ。

そしたら、2年経ってまだ仮設に町民の方がおられる場合に、ここは地主と交渉するとかもちょっとおかしくなってくるかなと思うとばってんですね。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

その使用期限が到来します。それまでには、何らかの方針というか、用地の賃借等についても方針を決定して、地主の方々との交渉、調整をつけるということが必要になるかと思えますけれども。現段階においては、その辺のところについての方針というのは、未定というところですよ。

○8番（池田浩二君） 地主さんたちと、事前交渉ですね、早目早目で交渉していただきたいと思えます。

○6番（田上 忍君） 予算説明書の28ページです。その説明をもう一度お願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

応急仮設住宅転居費助成事業補助金ですか、今回新しく熊本地震からできました・・・になります。というのが、9月の議会でもう補正として計上されておりますので、御船町も今回9月の議会で計上した分になります。説明いたします。

まず、対象者としましては、応急仮設住宅並びにみなし住宅に入居した人というのが条件、それともう1つは、前回大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方、もう1つは、半壊の罹災証明で、かつ自宅の解体証明書を交付された者という形になります。そしてそのすべての方が県内に転居される者でなければならないという形になっております。その方において、転居費用として、一律10万円の助成があるというのが1つの事業です。

それともう1つです。下のほうになりますけど、みなし仮設住宅民間賃貸住宅入居支援助成補助金といいますけど、これはかつての敷金・礼金という形になってくると思えます。これも先ほど言いました条件は一緒です。県内の賃貸住宅に入居される者ということです。今の応急仮設住宅並びにみなし仮設住宅にいらっしゃる方が、県内のアパート、賃貸マンションです。そちらに入居されるというのが1つの条件ということで、あとは、先ほど言いましたとおり、前回大規模半壊の罹災証明書を受けられた者です。半壊で罹災証明書、自宅の解体証明書を交付された者という形になっております。ただ、すみません、これは10月4日にもう1回、県内の担当者を集めまして説明会があることになっておりますので、そこでこれ以上の詳細な条件あたりが出てくると思えます。出た際はまたお知らせしたい

と考えております。

○6番(田上 忍君) そうすると、まず10万円が一律でということが、これは10万円かからなくても10万円出るということによろしいですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

これは私も県に確認しましたが、10万円かからなくても一律10万円という形になっております。

○6番(田上 忍君) あと、ここで世帯数の見積りが出ているわけですけど、この根拠というのはあるのですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) 100世帯のを今出しております。お答えします。

まず、8月28日現在、応急仮設住宅から再建された世帯、これが29世帯ございます。その29世帯にそれぞれに今の住まいのアンケート調査698世帯に対しまして、平成29年度中に再建予定者の方が62世帯いらっしゃいました。それを合わせますと、大体91世帯になりましたので、平成29年度の予算としては100世帯を今回予算を設けたという形になっています。

○6番(田上 忍君) そのみなしのほうも100世帯出してありますが、そっちもそういうものがあるのですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) みなしに関しましても今応急仮設住宅は100世帯ですから、それと同一世帯ということで、同じ金額を上げています。

○6番(田上 忍君) はい、わかりました。

実はもう1点ですが、先ほどからドーム型キャビンの話が出ていますけれども、今後の運営費ということは、どうも今までの話を聞くと、この愛郷吉無田のこの請負、何か依頼するようなことで、そんなふうには受け取れるので、これだと。

○商工観光課長(作田豊明君) 運営については、まず単独で、町でやっていきまして、いずれはそっちのほうも考えていきたいと思っています。

○6番(田上 忍君) はい、ではいいけれども。ここの玉野コンサルがおりたということで、その後は、どこかに頼まれるのですか、それとも町でやっつけられるのですか。

○商工観光課長(作田豊明君) こちらのほう、管理は町ではできませんので、委託をして進めていければと思います。

○6番(田上 忍君) それはこちらで頑張るということですが、いつ頃まで頑張れるのですか。もうどんどん日は過ぎていくんですけども。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 工期があと7カ月しかありませんので、早急にやらないと3月までは完了できません。そういうふうに進めてまいりたいと思います。

○6番（田上 忍君） では、3月までに楽しみにしております。

○2番（森田優二君） 関連ですけれども、これはふるさと創生の事業であって、これを3月までにやらないと大変なことになるんですよね。[「地方創生」と呼ぶ者あり]すみません、地方創生です。

去年の会議のときもかなり質問しながらやってきました。地方創生関連で、あとまだ2年ぐらいあったかな。そちらの補助金もくれないようになるんです、と思うんです。だから、簡単に話を言うのでなくて、きちんと、この前の地方創生の会議でも話が出ておりますのに、きちんと見直しをして、そして設計を上げて、そして3月までに終わるように、お願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 先ほどの田上議員の関連になりますが、28ページに復興基金から新しいこういった支援事業が出ています。こういった事業は、我々はこうしてわかりますが、これは、新しく支援事業が出た分は広報なり町民に知らせないと意味がないんです。私どもは問合せがあります、新聞で見ましたが。「みなし仮設に入っとるうちに今度家を建てた。これは費用は出ますか」と。「ああ、私どもも見たから出ますよ」ということは答えます。

それと、がけ崩れの箇所も、当初は例えば住家が2戸以上ということで支援がありましたよね。以前1回、5項目ぐらいの支援事業が広報で出たんです。例えば公民館や神社の復旧だとか出ました。あれから何も出てないとです。ただ、私のほうも、「今は2戸以上ですよ」と言うたら、「いや、それはこの前役場に行きましたら、うちのがけ崩れの支援でできますと言われました」と言うて、それはいいことですよ。そういった緩和されたり拡大されたり、だんだんきよるじゃないですか。そういうことも周知しないと、私どもは聞かれてから前の情報しか持ってないし。だから、今は変わったでしょう。2戸以上というのが、納屋まで含んでいいですよ。住家と小屋があれば、それも対象になりますという、この辺は最初はなかったんですよ。

だからそういった、せっかく公金からいろいろ出るようになったわけだから、こういったのはたよりにお知らせしてやらないと、もう皆知りませんからね。私どももわからないとですよ。だから、そういったことを何かお考えになってください。いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

まず、今回予算で上げている分ですね。これに対しましては、10月4日に詳細な説明がありますので、それ以降、すぐ広報みふねにすぐ載せる予定になっています。それと、この間、この分に関しましては、今度は囑託員定例会がありました。そこで囑託員にはこういう説明はしております。なおかつ囑託員に、こういう地区の方からこういう質問が来ましたらこういうふうにお答えください、情報を流してくださいということで、一応囑託員には伝えました。

それと、今応急仮設住宅、みなし仮設住宅に入っていらっしゃる方には、今度は回覧でこちらから通知を差し上げたいと考えております。

今度はそれ以外に今までに、先ほどあった小屋が2戸以上ですか、そういうのも今後はなるべくタイムリーにホームページ等また回覧がありましたら回覧に載せて回したいと思っております。

○4番（中城峯英君） はい、お願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第27号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（田端幸治君） 日程第2、議案第27号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第28号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（田端幸治君） 日程第3、議案第28号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第29号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（田端幸治君） 日程第4、議案第29号、「平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、「平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第30号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（田端幸治君） 日程第5、議案第30号、「平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯英君） これについては、多くの方から今疑問の声が挙がりました。9月4日の地方創生の委員会で、私も何気なく「進捗状況はどうですか」と言うたら、何もできてないと。啞然と皆さんされてました。非常に皆さん心配されていますので、これは地方創生の委員会の中で、これから色々と、聞いていきますのでよろしく願います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） 地方創生の委員会ではなくて、全員協議会で説明していただきたいと
思います。これは、地方創生だけの話ではなくて、これは非常に重要な話だと思いたいの
で、ぜひ全員協議会で説明していただきたいとお願いします。

○議長（田端幸治君） ですから、議会側で説明をやってください。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、「平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）
について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第31号 平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第31号、「平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補  
正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、「平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第32号 平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長（田端幸治君） 日程第7、議案第32号、「平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 今現在の加入者数をお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、正確な数字ではありませんが、1,900数十件だったと思います。1,930件程度だったと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） キャンペーンの動向がかなり見られますけれども、今年のキャンペーンを含めて、今年今まででどれぐらいの加入があったのか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えいたします。

全体のキャンペーンの申し込みが160件ありました。それからそれ以外のものも含めまして合わせて242件。ただまだこれから工事に取りかかる部分もまだ残っておりますので、その方々の部分については、直接的な加入ということではまだ反映されておられません。

○2番（森田優二君） 100件の予定は119件追加ということになっておりますので、100件でどれぐらいあったかなというのがちょっとわからないものですから。

それと、その上の、終端装置撤去費ですか、これはどういうものですか。118ページ、委託料です。

○総務課長（吉本敏治君） これは、特に熊本地震等におきまして、移設に伴う、あるいは転居に伴って、それははずさなければなりません、終端装置というのを。ですから、その分の撤去費用ということで上げている部分と、その2段目の部分の理由でも、県には提示するということがありますので、まず転居に伴う部分の撤去費用ということになります。

○2番（森田優二君） 当初予算に宅内機器特別保守というのがありますが、この宅内機器とは違うんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 宅内機器とは、たしか黒いやつがあると思うんですけど、・・ああいうものの購入になります。

○2番（森田優二君） そうすると、金額が違うんですけど。

予算では6,500円の件数です。今度の場合は2万5,000円ぐらいになるんですけど、ちょっと金額が。どうも今の説明では今の部分の撤去と理解したんですけども。

○総務課長（吉本敏治君） その点につきましては、こちらで確認をさせていただきたいと思
います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、「平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予
算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○11番（沖 徹信君） 今、確認しますと言われたろう。確認せんで採決して。

○議長（田端幸治君） はい、採決に問題があるんですか。森田議員。

○2番（森田優二君） できたら、確認してもらった方がいいんですけども。

後で報告してもらったら、そのほかはもういきましようか。

○議長（田端幸治君） はい、吉本課長、よろしく願います。

○総務課長（吉本敏治君） はい。

○議長（田端幸治君） はい。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第33号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（田端幸治君） 日程第8、議案第33号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第  
2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 陳情第4号 上野・田代ため池事業に関する要望書について

○議長（田端幸治君） 日程第9、陳情第4号、「上野・田代ため池事業に関する要望書について」を議題とします。

福永産業厚生副常任委員長の代理報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 陳情第4号、上野・田代ため池事業に関する要望書についての審査報告書。

塚本委員長の指名により副委員長が代読いたします。

陳情第4号、上野・田代ため池事業に関する要望書について。平成29年8月10日、9月1日、9月11日及び9月20日の4回にわたり産業厚生常任委員7名、執行部から藤野農業振興課長ほか1名が出席し、畑野農業振興課主幹を書記に指名し、審議を行いました。

1回目は、初めに藤野農業振興課長から事業の内容の説明を受け、次に要望者である七滝土地改良区から要望趣旨についての説明を受けました。

2回目には、事業主体である上益城地域振興局農林部農地調整課の職員を参考人として説明を受けました。併せて、七滝土地改良区から再度要望の要旨について説明を受け、その後現地調査を行いました。

3回目では、2回の会議を踏まえ、各委員より意見を求めました。意見としては、「事業主体は防衛省の補助を受けた熊本県であり、議会としてどのような対応ができるのか」

「財産の譲渡については工事完了後に県から町と経由して移譲されるが、移譲後の管理はどうか」など。

協議の結果、上野・田代ため池事業に関する要望については、要望内容の土地、上野・田代ため池（ファームポンド）工事の工法部分に関しての要望に対しては、既に一定程度要望者の趣旨に添った工法変更が行われていること、及び事業主体が熊本県であり、工事の工法に対する要望は本来工事主体である熊本県になされるものであり、御船町議会としては採択する立場にないことなどから、不採択とし、その他の要望部分については、次の2つの意見を付けた上で採択をする。

1、上野・田代ため池（ファームポンド）の工事が竣工し、熊本県から町に譲渡を受ける際は、七滝土地改良区の地籍を参考に、設計された品質が確実に担保されていることを慎重に確認した上で譲渡を受けること。

2、熊本県から町に譲渡された上野・田代ため池（ファームポンド）を、七滝土地改良区に再譲渡する際には、中山間地域の活性化やファームポンドの有効利用を視野に入れ、七滝土地改良区と町は維持管理や維持管理に係る経費等について、十分な協議を行うこと。

審議の結果、陳情第4号、上野・田代ため池事業に関する要望書については、全会一致により、要望項目の部分を認め、意見を付けた上で、一部採択することに決しました。本会議においても、委員長の報告のどおり御承認いただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（池田浩二君） 一部採択って、どこが一部採択ですか。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 長く説明いたしました。要望内容は、一部工法に対する要望が含まれておりました。工法に対する要望に関しましては、工事の主体自治体が熊本県であるため、それを御船町議会として採択する立場ではない。それに、工法に関しても一定程度の要望者の趣旨に添った工法変更が行われていることなどから、この部分に関しては要望するのを、不採択です。それ以外の部分に対して意見を付けて採択とすることになりました。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○8番（池田浩二君） 私には、委員ではないからわからんばってん、それ以外で何ですか。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 主に、要望の中には2～3点あったんです。1つが、

ファームポンドの工法に関するもの。見積が心配だから、ここの工事はどぎゃんしてくれとか、ここの工事はあぎゃんしてくれという要望がありました。それとほかに、ファームポンド自体が、工事が終わった後は町が受け取るんです。町が受け取った後、その後は七滝土地改良区に譲渡になるんです。ということが2030年です。その際に、ちゃんと町が譲渡する際に確かなものなのか、水漏れが心配だったりするものだから、きちっと品質を担保してくださいねと。そしてあとはなぜなら七滝土地改良区に対して、譲渡絡みの対象なんです。今後、中山間地の人口も減っていきます。そして、維持管理に多大な経費を、七滝土地改良区が所有者であるところが、大体本来持つべきところなんです、それに関しても不安があるので、そのあたりも「町がどやんかしてくれんですか」という要望があったんです。主にその関連です。そのうちの最初の1点については、不採択、その後の2点の要望については、それは、最初の、その2点を含めた上で採択することにしました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、「上野・田代ため池事業に関する要望書について」を採決します。

本件に対する副委員長報告は要望項目の部分の認めた意見を付けた上での一部採択です。本件は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって、本件は副委員長報告のとおり採択と決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 陳情第5号 陳情書 上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策について

○議長（田端幸治君） 日程第10、陳情第5号、「陳情書 上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策について」を議題とします。

藤川総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） 陳情第5号、陳情書 上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策についての審査報告。

総務文教常任委員長の報告をいたします。

陳情第5号について、平成29年8月10日、午後2時30分より審議室において、総務文教常任委員6名、執行部から総務課長、企画財政課長、建設課長、復興推進係長、土木係長の計5名が出席し、徳永復興推進係長を書記に指名し、審議を行いました。

陳情第5号、陳情書 上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策について、朗読と執行部からの現状について報告を受け、田代東部区長会、（ヨシザワヒロユキ）区長をはじめ5名の区長より説明及び要望を受けました。

その後、委員より意見を求めました。上野インター（仮称）の周辺具体策について、執行部、企業誘致について現状具体案はない。復興計画に掲載している拠点創設プロジェクトにおいて、インターチェンジ周辺の戦略的企業誘致を進めていきたい。インターチェンジ（仮称）の町の負担額は平成28年度7,689万円、平成29年度1億3,000円から6,000万円程度である。

上野インター（仮称）周辺道路の改良・改修について。上野インターチェンジ（仮称）開通に伴い、町道整備については南野線改良の準備は行っていない。県道改修については、県へ要望していく。田代東部仮設住宅団地の存続について。災害公営住宅にする場合は、部屋の面積が不十分であり、部屋の拡張が必要になる。災害公営住宅として使えるなら、建設戸数も変わってくると思われる。

意見、インターチェンジの町の負担としては、2億円以上投資を行っている状況である。北中島インターチェンジからの活用が増えれば、上野インターチェンジは衰退してしまう。地元には期待と不安がある。

以上の意見を踏まえ、陳情第5号、陳情書 上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策については、今後地域住民、執行部、議員、議会で地域の振興策について協議を行い、計画を進めていくことで、全会一致により採択とすることに決しました。本議会においても委員長報告のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

藤川委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、「陳情書 上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員派遣について

○議長（田端幸治君） 日程第11、「議員派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び御船町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配布いたしました資料のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑・討論を省略して、資料のとおり議員を派遣したいと思います
が、それに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、資料のとおり御船町議会議員を派遣することに決定をしました。

お諮りします。

ただ今、7番、藤川博和議員ほか11人から、御船町議会議員、田上忍議員の議員辞職勧告決議案が提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、御船町議会議員、田上忍議員の議員辞職勧告決議案の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。

追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 発議第2号 御船町議会議員 田上忍町議会議員への議員辞職勧告に関する決議案について**

○議長（田端幸治君） 追加日程第1、発議第2号、「御船町議会議員 田上忍議員の議員辞職勧告決議案」の件を議題にします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、6番、田上忍議員の退場を求めますので、議員控室で待機してください。

[田上忍議員 退場]

○議長（田端幸治君） 6番、田上忍議員が退場いたしました。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○7番（藤川博和君） 発議第2号、田上忍町議会議員への議員辞職勧告に関する決議。

標記の議案を御船町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年9月22日提出。

御船町議会議長、田端幸治殿。

提出者、御船町議会議員、藤川博和。

賛成者、御船町議会議員、清水 蕙。

賛成者、御船町議会議員、岩田重成。

賛成者、御船町議会議員、井本昭光。

賛成者、御船町議会議員、沖 徹信。

賛成者、御船町議会議員、田中隆敏。

賛成者、御船町議会議員、塚本勝紀。

賛成者、御船町議会議員、池田浩二。

賛成者、御船町議会議員、福永 啓。

賛成者、御船町議会議員、中城峯視。

賛成者、御船町議会議員、岩永宏介。

賛成者、御船町議会議員、森田優二。

提案理由。御船町議会議員政治倫理条例に反しており、かつ、公職選挙法、政治資金規正法などに抵触している疑いがあると御船町政治倫理委員会の審査結果回答書が提出されている。

また、この疑義を払拭する説明を果たしているとはいえない。

これが、この議案を提出する理由である。

田上忍町議会議員の議員辞職勧告に関する決議。

田上忍町議会議員は、熊本地震発災後に個人のブログにおいて独自に義援金の募集を行った。

そして、この行為及び集められた義援金の使途に対し、28年度に行われた議会報告会にて参加者から「議員がこのようなことを行ってよいのか」など質問があり、また議会に対しても同様の質問が提出された。

その後、この件について町民から御船町政治倫理条例に基づき調査の請求がなされた。

御船町議会は、平成29年6月1日付けで提出された調査結果回答書を受け、複数回にわたり当該議員に全員協議会において事実確認を求めたところである。

しかしながら、釈明の機会でもあった全員協議会においても、提出された資料や本人の説明ではその疑義を払拭することはできず、また議会が求めた領収書の開示についても、存在は認めたもののすべてを開示するに至っていない。

このことは、御船町政治倫理条例に明記してある議員の職責を果たしていないことになる。

議員は、議会自ら制定した御船町議会議員政治倫理条例違反のみならず、公職選挙法、政治資金規正法などに抵触する疑いを御船町政治倫理審査委員会から受けており、このことは議会に対する信用を大きく損なったと言わざるを得ない。

ついては、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼回復を図るため、御船町議会は当該議員に対して、御船町議会議員を辞職するように勧告する。

以上、決議する。

御船町議会。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） これをもって質疑を終わります。

藤川議員、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○1番（清水 侑君） 決議案にもあるとおり、田上議員個人のブログにおいて義援金を募集する必要はなかったと思います。議会報告会がなかったら、町民から指摘がなかったら、そのままだったかもしれません。しかしながら、町民から政倫審の条例に基づき、調査請求がなされました。

この調査結果回答を受け、全員協議会を開き、田上議員に対し、再三証拠書類を添え、説明する機会を設けました。が、納得のいく説明はなされませんでした。

よって、政倫審の調査会の内容は事実であると結論付けざるを得ませんでした。

田上議員の行為は、町民全体の代表者として、自らを律すべき立場であり、議員としての品位や名誉を損なうものであることは明白です。議会の名誉と品位を守り、町民の信頼回復を得るため、田上議員に対し、辞職勧告決議案に賛成いたします。

○議長（田端幸治君） 次に、議案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、発議第2号、「御船町議会議員 田上忍議員の議員辞職勧告決議案について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

6番、田上忍議員の除斥を解きます。

[田上忍議員 入場]

○議長（田端幸治君） 6番、田上忍議員に申し上げます。

発議第2号、「御船町議会議員 田上忍議員に対する議員辞職勧告決議案について」は可決されましたので、御報告をいたします。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、先ほど情報特会の補正予算書の中で、森田議員から質問がありました日程につきまして確認ができましたので、御報告をいたします。

この補正予算書の中には、終端装置撤去費と、その記述のみしかありませんでしたが、実際には、この終端装置及び引込ケーブル電柱までの全撤去費と掲載するところが終端装置だけの記述になってしまいました。したがってこの単価が、その分だけは、この2万4,972円という単価になります。

○議長（田端幸治君） これで、平成29年度第5回御船町議会定例会9月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、この後再開する予定になるまで休会にしたいと思います。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第5回御船町議会定例会9月会議を終了します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時45分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員